

平成21年度重点提案・要望書

福 井 県

福井県政の推進につきましては、日ごろから格段の御配慮、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

今、我が国においては、経済のグローバル化、急速な少子高齢化、本格的な人口減少の時代を迎え、地域間格差が深刻な課題として浮き彫りとなっています。

一方、地方が創意と工夫による住民本位の施策を展開できるよう、国と地方の役割分担を明確にしながら地方の権限と責任を大幅に拡大するための「地方分権改革」が進められています。

こうした中で、本県においては、

○元気な社会、○元気な産業、○元気な県土、○元気な県政の4つのビジョンにより、県民の「暮らしの質」を高め、ふるさとに誇りを持てる地域づくりを目指した県政の推進に全力で取り組んでいるところであります。

次に掲げた事項は、いずれも、都市と地方の格差の解消と本県活性化のために必要不可欠な重点提案・要望事項であります。平成21年度政府予算編成に当たりまして、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年6月

福井県知事 西川一誠

平成21年度重点提案・要望項目一覧

真の地方分権を推進するための最重点事項

●地方分権改革の推進について	1
●北陸新幹線の早期全線建設について	5
●高規格幹線道路の早期建設・開通について	7
●原子力発電所の安全確保対策について	9
●エネルギー研究開発拠点化計画の推進および原子力発電所の立地に伴う 地域振興の充実について	13

「暮らしの質」を高め豊かな毎日を過ごすための重点事項

1 地方の活力を生み出す人育ての充実について	17
2 家族や地域で助け合う少子化対策の推進について	21
3 健康で安心な暮らしをつくる医療の推進について	25
4 自立を支える福祉サービスの充実について	29
5 経営環境の変化に対応した経済活性化策について	33
6 交流と定住の促進について	37
7 グローバルな環境変化に対応する農林水産業の振興について	39
8 一人ひとりが意識する地球環境の保全について	43
9 県民の安全を確保する仕組みの充実・強化について	46
10 ハード・ソフト両面による災害対策の強化について	50
11 地域の誇りを広げる文化の振興について	56

省 庁 別 目 次

省 庁 名	提 案 ・ 要 望 項 目	頁
内閣官房	●北陸新幹線の早期全線建設について	5
	●高規格幹線道路の早期建設・開通について	7
	○地方の活力を生み出す子育ての充実について	17
	○家族や地域で助け合う少子化対策の推進について	21
	○県民の安全を確保する仕組みの充実・強化について	46
内閣府	●地方分権改革の推進について	1
	●原子力発電所の安全確保対策について	9
	●エネルギー研究開発拠点化計画の推進および原子力発電所の立地に伴う地域振興の充実について	13
	○家族や地域で助け合う少子化対策の推進について	21
	○健康で安心な暮らしをつくる医療の推進について	25
警察庁	○県民の安全を確保する仕組みの充実・強化について	46
総務省	●地方分権改革の推進について	1
	●北陸新幹線の早期全線建設について	5
	●高規格幹線道路の早期建設・開通について	7
	●エネルギー研究開発拠点化計画の推進および原子力発電所の立地に伴う地域振興の充実について	13
	○県民の安全を確保する仕組みの充実・強化について	46
	○ハード・ソフト両面による災害対策の強化について	50
財務省	●地方分権改革の推進について	1
	●北陸新幹線の早期全線建設について	5
	●高規格幹線道路の早期建設・開通について	7
	●エネルギー研究開発拠点化計画の推進および原子力発電所の立地に伴う地域振興の充実について	13
文部科学省	●原子力発電所の安全確保対策について	9
	●エネルギー研究開発拠点化計画の推進および原子力発電所の立地に伴う地域振興の充実について	13
	○地方の活力を生み出す子育ての充実について	17
	○家族や地域で助け合う少子化対策の推進について	21
	○健康で安心な暮らしをつくる医療の推進について	25
	○ハード・ソフト両面による災害対策の強化について	50
	○地域の誇りを広げる文化の振興について	56
厚生労働省	○地方の活力を生み出す子育ての充実について	17
	○家族や地域で助け合う少子化対策の推進について	21
	○健康で安心な暮らしをつくる医療の推進について	25
	○自立を支える福祉サービスの充実について	29
農林水産省	○交流と定住の促進について	37
	○グローバルな環境変化に対応する農林水産業の振興について	39
	○一人ひとりが意識する地球環境の保全について	43
経済産業省	●原子力発電所の安全確保対策について	9
	●エネルギー研究開発拠点化計画の推進および原子力発電所の立地に伴う地域振興の充実について	13
	○経営環境の変化に対応した経済活性化策について	33
	○一人ひとりが意識する地球環境の保全について	43
国土交通省	●北陸新幹線の早期全線建設について	5
	●高規格幹線道路の早期建設・開通について	7
	○経営環境の変化に対応した経済活性化策について	33
	○交流と定住の促進について	37
	○一人ひとりが意識する地球環境の保全について	43
	○県民の安全を確保する仕組みの充実・強化について	46
	○ハード・ソフト両面による災害対策の強化について	50
環境省	○一人ひとりが意識する地球環境の保全について	43
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	●北陸新幹線の早期全線建設について	5
西日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)	●高規格幹線道路の早期建設・開通について	7
	○ハード・ソフト両面による災害対策の強化について	50

最重点事項

地方分権改革の推進について

【提案・要望の内容】

1 地方分権改革の推進について

(1) 二重行政の解消・関与の見直し等

地方分権改革推進委員会からの勧告に沿って、国と地方の役割分担の明確化による二重行政の解消や権限移譲、国による義務付け・枠付け、関与について抜本的に見直すこと。

(2) 事務・権限と財源の一体的移譲

自主・自立の地方政府が確立されるよう、国から地方への事務・権限とそれに必要な財源を一体的に移譲すること。

2 分権時代にふさわしい税制の確立について

国と地方の税制のあり方を抜本的に見直し、地方税財源の充実確保を図ること。その際には、安定的で偏在性の少ない地方消費税の充実を図ること。

3 道州制の問題について

道州制については、住民自治の形骸化や地域間格差の拡大などが懸念されることに加え、導入に反対の者が過半数を超えるなど、国民の理解も得られていないことから、当面の重要課題である地方分権改革に最優先で取り組むこと。

4 格差是正について

(1) 地方交付税の確保

地方交付税の財源調整機能および財源保障機能を堅持し、国が約束した後年度交付税措置の確実な履行をはじめ、地方交付税の必要額を確保すること。

(2) 税源偏在の是正

地方間の税源格差の是正を図るため、法人県民税の分割基準や地方消費税の清算基準を見直すなど、可能なものから是正措置を講ずること。

(3) 過疎地域等への支援の強化

- 平成21年度に失効する現行の「過疎地域自立促進特別措置法」にかわり、平成22年度を初年度とする新たな法律を制定し、引き続き過疎地域の振興を図ること。また、新たな過疎法による支援策については、地方の意見を反映し、地域の実情を十分踏まえたものとする。

- ・ さらに、条件不利地域の集落への対策を促進するため、集落を単位として格差是正を図るための支援法である辺地法（※）について、地域指定の要件を時代の変化や地域の実情に合ったものに見直すこと。併せて、デマンドタクシーなどによる生活交通の確保、交流と定住の促進、地域農業の活性化など、支援対象の拡充を図ること。

※「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」

【現状と課題】

○ 地方分権改革の推進

- ・ 二重行政の解消や権限移譲、国による義務付け・枠付け、関与について見直しが必要

見直しの例

- ・ 認定子ども園制度の一本化（所管省庁が異なるため制度が複雑である）
- ・ 福祉施設等の施設設備基準の緩和（全国一律の基準のため地域の創意工夫が活かされない。）
- ・ 国庫補助を受けた施設の財産処分の弾力化（転用・譲渡等の制限が強いため施設の有効活用が困難）
- ・ 土地利用に関する権限の移譲（農地転用や保安林指定について国との協議に長時間を要する） 等

○ 分権時代にふさわしい税制の確立

- ・ 国と地方の最終支出（国：地方＝2：3）と税収（国：地方＝5.7：4.3）のアンバランスの解消が必要
- ・ 少子高齢社会における住民サービスを提供する現場である地方が、自主的、安定的な財政運営を行うためには、地域偏在性や景気変動の影響が比較的に少ない地方消費税の充実確保が必要

○ 道州制の問題

道州制に関する世論調査の結果

（日本世論調査会 平成 18 年 12 月 2 日～3 日実施）

- | | | |
|-----------|-----------|-------|
| ・ 道州制の導入に | 反対 | 61.7% |
| | 賛成 | 28.7% |
| | わからない、無回答 | 9.6% |

道州制に関する福井県独自アンケートの結果

(平成19年7月6日～8日 東京、大阪、名古屋、福井で実施。回答数各350件、合計1,400件)

・道州制の導入に	反対	57.2%
	賛成	21.5%
	わからない、無回答	21.3%

(反対の理由)

・今の都道府県に親しみや愛着があるから	36.5%
・きめ細かな行政ができなくなるから	26.6%
・地方分権につながるとは限らないから	22.6%
・現在の都道府県制度で十分に役割を果たしているから	8.6%
・その他、わからない	5.8%

○ **格差是正**

- ・ 法人県民税の分割基準を法人事業税と同様、「従業者の数」に加え「事務所数」を追加することや地方消費税の清算基準を、消費の実態に合わせ人口と従業者数に見直すことによって偏在是正が可能
- ・ 現行の過疎地域自立促進特別措置法は平成21年度末に失効するが、過疎地域は依然として、人口減少、高齢化の進行など未だ厳しい状況にあることから、引き続き過疎地域の振興を図ることが必要

本県の状況

人口増加率

人口増加率 (H12-H17)	全国	本県
過疎市町村	△ 5.4%	△ 8.0%
全市町村	0.7%	△ 0.9%

高齢者比率

高齢者比率 (65歳以上)	全国		本県	
	H12	H17	H12	H17
過疎市町村	27.1%	30.2%	28.1%	31.3%
全市町村	17.3%	20.1%	20.5%	22.6%

- ・ 人口減少や高齢化が著しく進んだ集落を支援するため、辺地の要件を見直すとともに、生活交通の確保など、これまでのハード面の支援に加え、ソフト面の支援策についても充実を図ることが必要

辺地の要件

- ・ 辺地の中心を含む5 k m²以内の面積の区域の人口が50人以上
- ・ 辺地度の基準：駅・学校・医療機関・郵便局・役場などへの最短距離等

北陸新幹線の早期全線建設について

担当部局 総合政策部新幹線建設推進課

【提案・要望の内容】

1 敦賀までの新規着工の決定について

平成21年度予算概算要求時まで、安定的な建設財源の目途をつけた上で、敦賀までの新規着工を決定し、以下のとおり実現すること。

- (1) 白山総合車両基地から敦賀までの工事実施計画の一括認可および早期整備
- (2) 北陸3県同時期での福井開業

2 地方負担に対する措置について

地方負担について、地方自治体に過度の負担が生じないように、国家プロジェクトにふさわしい十分な財政措置を講じること。

3 並行在来線の支援について

JRから経営分離される並行在来線の経営が成り立つよう、初度開設に対する支援制度の創設および既存補助制度の拡充強化ならびに事業用資産の取得に対する税制上の優遇措置、地方財政措置の充実等の措置を講じること。

【現状と課題】

○ 敦賀までの新規着工の決定

- ・ 北陸新幹線は、全国高速交通体系の根幹をなし、東海道新幹線の代替補完機能確保のための国家プロジェクトとして、国家的見地から整備促進が図られるべき路線
- ・ 小松～南越間の工事実施計画が認可申請(8年3月)されて12年経過
- ・ 今年度末予定の福井駅部完成から間を置かず連続して新幹線事業が実施されるよう、整備スキームは直ちに見直しが必要
- ・ 自民党整備新幹線等鉄道調査会・議連合同会議で、「遅くとも21年度予算案の概算要求時まで成案を得るよう強く要請する」ことを決議

本県の状況

- ・ 福井駅部着工【17年6月～】
平成20年度末完成予定
- ・ 駅部調査(整備新幹線建設推進高度化等事業)
南越駅【16年度～】、芦原温泉駅【17年度～】

○ 地方負担に対する措置

- ・ 整備新幹線は国家プロジェクト
- ・ 地方交付税の大幅な削減など、地方財政は厳しい状況

本県の状況

- ・ 事業費（平成15年4月価格）

白山総合車両基地・敦賀間	117km	8,500億円
（うち、福井県分	75km	5,280億円）

○ 並行在来線の支援

- ・ 地方財政、並行在来線を取り巻く社会経済情勢は、地方交付税の大幅な削減、既に開業している区間の厳しい経営状況、国全体の物流ネットワーク維持の必要性等から大きく変化
- ・ 地域住民の交通サービスが低下することのないよう、運営主体となる第三セクターへの十分な支援が必要

本県の状況

- ・ 北陸新幹線に関する連絡協議会への参加【11年度～】
新潟県、富山県、石川県、JR西日本との検討
- ・ 北陸新幹線県内整備促進会議の開催【17年度～】
沿線市町との調査・研究

高規格幹線道路の早期建設・開通について

担当部局 総務部財務企画課 土木部道路建設課、高規格道路推進課、道路保全課

【提案・要望の内容】

1 道路整備のための財源確保について

国土の骨格を形成する中部縦貫自動車道等の幹線道路ネットワークの整備など、真に必要な道路の整備を着実に進めるための財源を安定的に確保すること。

また、その際、地方財政に影響を及ぼさないように措置すること。

2 中部縦貫自動車道の早期建設・開通について

(1) 永平寺大野道路の早期全線開通

永平寺大野道路(福井市～大野市)は、上志比～勝山間を本年度中に開通させるとともに、残る区間についても完成目標年次を明示し、遅くとも平成28年度までには全線開通を図ること。

(2) 大野油坂道路の速やかな事業着手

大野油坂道路(大野市～油坂峠)について、1日も早く事業に着手すること。

3 舞鶴若狭自動車道の早期開通について

(1) 小浜西～敦賀間の早期開通

小浜西～敦賀間の約50kmについて、西日本、中日本の両高速道路株式会社において、1日も早い開通を図ること。

(2) 敦賀トンネル工事等の着実な実施

敦賀トンネル等の大規模工事については、平成20年度、21年度において確実に進捗を図るとともに、用地買収等に併せて順次、新たな工事に着手し、整備を促進すること。

【現状と課題】

○ 中部縦貫自動車道の早期建設・開通

- ・同自動車道は、本県と大都市圏との交流や地域連携の強化を促進し、経済の活性化を図る上で必要不可欠な路線。また、交通渋滞の緩和や災害・異常気象時における安定した交通路を確保する上でも、早期供用が必要

本県の状況

- ・平成16年の福井豪雨では、道路冠水や土砂崩れ等により、国道158号が2日間にわたり全面通行止め
- ・平成18年豪雪では、北陸自動車道の県内区間において、最長22時間40分におよぶ通行止めが6回発生
- ・国道158号および416号は、冬季の交通渋滞が慢性化
- ・国道158号の大野市～油坂峠間は、土砂崩れや雪崩等により、通行止めが頻繁に発生。平成18年豪雪では、延べ14日間にわたり全面通行止め

○ **舞鶴若狭自動車道の早期開通**

- ・同自動車道は、本県と大都市圏との交流の促進や経済の活性化を図る上で必要不可欠な路線。また、国家的見地から整備促進が図られるべき路線

整備の意義

- ・北陸自動車道、名神高速道路、中国自動車道と一体となって、北近畿における大環状ネットワークを形成
- ・災害時等における代替・迂回道路、緊急避難道路として機能
(東西日本を結ぶ高速道路網が二重化。沿線の若狭湾沿岸地域には、原子力発電所が14基立地)

本県の状況

- ・小浜西～小浜間の完成【平成23年度予定】
- ・小浜～敦賀間の完成【平成26年度予定】
- ・小浜西～敦賀間の用地買収進捗率 99%【平成20年1月末現在】

原子力発電所の安全確保対策について

【提案・要望の内容】

- 1 「もんじゅ」の国民理解および安全確保について
 - ・ 我が国の核燃料サイクル政策における「もんじゅ」の位置付けと果たすべき役割について、国自らが分かりやすい広報活動を積極的に推進し、県民・国民の理解を得ること。
 - ・ 「もんじゅ」では、現在、運転再開を目指してプラント確認試験が行われているが、これら施設・設備全体の安全性はもとより、耐震安全性の確保、事故時等の通報管理体制などハード・ソフト両面の安全対策が重要であることから、国として、その安全性を厳正に確認すること。
- 2 プルサーマル計画への慎重な対処について
 - 高浜発電所3、4号機のプルサーマル計画については、国の責任において、安全性の確保を第一として、事業者の品質保証体制を厳格に審査し、必要に応じて改善指導を行うなど、慎重に対処すること。
- 3 原子炉廃止措置研究開発センター「ふげん」について
 - (1) 安全の確保および放射性廃棄物処分先の早期確保
 - 「ふげん」の廃止措置の実施に当たっては、安全確保に万全を期すとともに、解体に伴い発生する放射性廃棄物については、その処分先が早期に確保され、適切な処理・処分が着実に行われるよう国が責任を持って事業者を指導すること。
 - (2) 高経年化研究および廃止措置研究開発の推進
 - 「ふげん」を活用して、福井地域の研究機関における高経年化研究および廃止措置研究開発などを積極的に推進すること。
- 4 原子力発電所の耐震安全性の確認および防災対応の強化について
 - ・ 新耐震設計審査指針に基づく耐震安全性の再評価については、3月に事業者から中間報告等が提出されたところであるが、その妥当性については、国自らが実施する海域活断層調査結果等に基づいて、厳正かつ早期に確認し、その結果を県民・国民に分かりやすく説明すること。
 - ・ 原子力発電所周辺での地震等の自然災害時において、住民の安全・安心や発電所での実効的な防災対応が十分確保されるよう、国として積極的に支援・指導すること。
- 5 安全性の向上を図る新たな検査制度の構築について
 - ・ 高経年化プラントについては、美浜3号機事故の後、対策が強化されたところであるが、新たな検査制度のもとでさらなる安全性向上を図る仕組みを構築すること。

- ・ プラント毎に高経年化の程度やトラブルの実態などについて、国が統一基準や客観的指標を用いて評価・公表し、これをもとに、定検間隔を設定するなど、プラント運転・保守に携わる現場の安全確保の努力を安全規制に反映させる仕組み（プラント安全向上システム）を創設すること。
- ・ 国として、定検間隔の延長を認可する際の技術的根拠および審査基準を明らかにすること。また、定検間隔の区分については、単に現状から延長するだけでなく、安全実績が著しく低下する傾向にあるプラントについては、現行より短い間隔区分を設定すること。
- ・ 新たな検査制度については、現行制度と同等以上に安全性の向上を図るものであることを、具体的なデータ等に基づき明確に示し、現行制度から変更する根拠やその有効性について、県民・国民の理解を得ること。

6 原子力発電所の安全性、信頼性の向上について

(1) 県民・国民に信頼される実効性の高い規制体制の確立

現行の国の安全規制体制が全体として、より有効に機能するよう、関係者との意見交換や検証を十分に行い、県民・国民に信頼される実効性の高い規制体制を確立していくこと。

(2) 原子力保安検査官の能力向上

原子力保安検査官など発電所の現場で検査を担当する職員については、事業者の発電設備や保安活動に対する検査だけでなく、災害や事故時においては迅速かつ的確な対応が求められることから、その能力のさらなる向上を図る訓練を実施すること。

(3) 資格・教育訓練制度の創設

品質管理を含めた保修に関する資格制度、教育訓練制度を創設するなど関係者の安全に対する管理水準の向上を積極的に図ること。

(4) 自治体への迅速かつ的確な通報連絡

事故・トラブル発生時の関係自治体への迅速かつ的確な通報を事業者に厳しく指導するとともに、通報義務を法的に位置付けること。

7 広聴・広報活動や教育の充実を通じた国民合意の形成について

- ・ 原子力発電は、エネルギーの安定供給や地球温暖化対策に貢献しており、こうした原子力の意義、役割等について、国民全体の理解を深めるために、国自らが電力の大消費地を含めて広聴・広報活動を充実・強化するとともに、積極的な情報公開を行うこと。
- ・ 放射線や原子力を含めたエネルギー問題について、小・中・高等学校における指導の充実や学校教育を支援する制度の充実を図ること。

【現状と課題】

○ 「もんじゅ」の国民理解および安全確保

- ・ 平成7年12月のナトリウム漏れ事故により県民の間に広がった「もんじゅ」の安全性に対する不安や事業者の情報公開に対する不信解消が必要
- ・ 「もんじゅ」では現在、プラント確認試験が実施されており、国は平成20年2月19日に初装荷燃料にかかる原子炉設置変更を許可し、県も4月26日に事前了解

○ プルサーマル計画への慎重な対処

- ・ 平成20年1月30日に関西電力が、県の理解を得て、高浜3、4号機のプルサーマル計画の準備作業を再開
- ・ プルサーマル計画については、県民のより一層の理解が得られるよう、計画の進捗状況について、これまで以上にオープンな姿勢で県民に詳細に説明することが必要

○ 原子炉廃止措置研究開発センター「ふげん」

- ・ 平成20年2月12日に国の認可を受けて廃止措置に着手、組織の名称を「原子炉廃止措置研究開発センター」に変更（「ふげん」は通称として使用）
- ・ 計画では、平成40年度の完了を目指し、段階的に解体を行うこととしているが、廃止措置の実施に当たっては、周辺環境と従事者の安全確保に万全を期すとともに、計画に基づき着実に作業を進めていくことが重要
- ・ 発生する放射性廃棄物が県内に残るのではないかと不安を払拭するため、処分先を早急に確保することが必要
- ・ 「ふげん」は、本県のエネルギー研究開発拠点化計画において、廃止措置技術の研究拠点と位置付けられており、「ふげん」の実機材を活用して、福井地域の研究機関において、高経年化や廃止措置の研究が着実に推進されることが重要

○ 原子力発電所の耐震安全性の確認および防災対応の強化

- ・ 本年3月に「もんじゅ」は最終報告が、その他の発電所は中間報告が提出されており、国は自らが実施した海上音波探査等を踏まえて、厳正かつ早期に確認し、その結果を県民・国民に分かりやすく説明することが重要
- ・ 自然災害について、原子力発電所周辺の住民の安全と安心、発電所とその周辺地域の実効的な防災対応が十分確保されるよう、発電所へのアクセス経路や交通手段の確保、避難道路の整備、防災対策など、国として積極的な支援・指導が必要

○ **安全性の向上を図る新たな検査制度の構築**

- ・ 我が国の運転開始後30年以上のプラントは55基中14基で、5年後23基に増加。また、本県については13基中6基で、平成21年末には8基に増加（平成20年5月末現在）
- ・ 新たな検査制度については、発電所の稼働率向上など事業者の経済効率性を追求することなく、現行制度と同等以上の安全性を確保するとともに、マイプラント意識のもと、安全確保に向けた事業者の自主的努力をさらに促進する仕組みをつくることが重要
- ・ 定検間隔の設定にかかるプラント毎の特性を把握するためには、各プラントについて、高経年化の程度（運転年数、稼働実績等）だけでなくトラブルの件数・内容などで客観的に評価することが必要

○ **原子力発電施設の安全性、信頼性の向上**

- ・ 原子力発電所の安全確保は一元的に国の責任。現行の規制体制が全体として有効に機能しているかについて、関係者との意見交換や検証を十分に行い、実効性の高い規制体制を確立することが必要
- ・ 発電設備の安全を確保するという重要な任務に日々取り組んでいる原子力保安検査官等の更なる能力向上のため、様々なタイプの原子炉が立地している本県の特性を十分踏まえた研修カリキュラムを編成するなど、訓練体制を充実することが必要
- ・ 中越沖地震では、自治体との連携や情報提供の在り方など、緊急時における国の現地対応能力の重要性が認識された。原子力保安検査官等の研修に当たっては、過去に大きな事故が起きた現場で研修を行うことで、これら能力の向上を図ることが重要
- ・ 発電所のトラブルや事故の根本原因には事業者の不十分な保守管理・品質保証体制があることから、品質管理を含めた保修に関する国家資格制度が必要
- ・ 事故やトラブル発生時の事業者から関係自治体への通報連絡は、安全協定により行われているのが現状

○ **広聴・広報活動や教育の充実を通じた国民合意の形成**

- ・ 原子力を巡る様々な課題を解決するためには、国民合意の形成が不可欠
- ・ 特に、原子力発電が供給安定性に優れ、発電の過程で二酸化炭素を排出しないことについて、国民全体の理解を深めることが重要
- ・ 安全確保のための活動の透明性の確保が重要であり、原子力発電所についての積極的な情報公開が必要
- ・ 今後とも、国の教育体系のひとつとして、原子力・エネルギー問題を総合的に判断するための教育を進めることが必要

(内閣府、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省)

エネルギー研究開発拠点化計画の推進および 原子力発電所の立地に伴う地域振興の充実について

担当部局 総務部税務課、市町村課、総合政策部地域づくり支援課、
産業労働部地域産業・技術振興課

【提案・要望の内容】

1 エネルギー研究開発拠点化計画の推進について

(1) アジアの人材育成の拠点化

14基の原子力発電施設が立地する本県は、地球温暖化防止に大きく貢献する一方、近隣のアジア諸国においては、原子力発電が急速に拡大している。本県をアジアにおける原子力研究開発や人材育成の中心として、研修生の受入れやアジア各国代表が参加するエネルギーの国際会議を本県で開催することなどを推進すること。

(2) 国際的な原子力研究・教育を行う広域連携大学拠点形成

「もんじゅ」、「ふげん」等の研究施設と人材を活用し、特色のある原子力分野等の教育・研究機能の充実を図るため、福井大学を中心に関西・中京圏等の大学との広域の連携大学拠点形成の実現に向け、教授等の人件費の確保や施設・設備整備および研究・運営等に対して支援すること。

(3) 産学官連携による大型実用化研究

日本最大のクリーンエネルギー供給地域である本県において、二次電池や燃料電池など、電気の効率的な貯蔵や有効活用分野での産学官による実用化研究を積極的に支援すること。

(4) 最先端研究を行う研究所等の本県への集積

原子力発電所立地地域において、最先端の研究を行う「独立行政法人理化学研究所」のエネルギー分野などの研究部門等を設置するなど、研究体制等の整備や世界的な研究機関の集積を促進させること。

(5) エネルギー関連技術に関する産学官ネットワーク

エネルギー関連技術を活用した製品開発等による早期事業化に向けて、産学官ネットワークの充実を積極的に支援すること。

(6) 原子力関連業務に従事する人材の育成

原子力発電所の点検・保守業務において、県内企業の技術力の向上や新たな業務への参入が促進されるよう、原子力関連業務に従事する人材の育成を積極的に支援すること。

2 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の実施について

- ・ 振興計画のフォローアップ体制を整えるなど、計画に盛り込まれた各種事業を着実に実施すること。また、財政上、金融上および税制上の措置については、財源の特別枠の創設など、新たな具体的支援措置を講じること。

- ・ 国の補助割合等の特例対象事業および不均一課税の対象業種の拡大などについて、早急に対応策を講ずること。

3 電源三法交付金・補助金制度の改善について

(1) 交付金制度の弾力的運用

自主的、弾力的な交付金活用がより一層図られるよう、制度を改善するとともに、地方における一般財源化に向けた積極的な取組みを行うこと。

(2) 割引き制度の全県下適用および適用期間の延長等

- ・ 電気料金割引制度の全県下適用や発電所の完全撤去までの適用期間延長など、電源三法交付金・補助金の拡充を図るとともに、必要な予算を確保すること。
- ・ 電源三法交付金の制度改正を行う場合には、あらかじめ関係自治体に十分意見を聞くこと。

4 原子力発電所立地に伴う税制等の見直しについて

(1) 収入金額課税の堅持

電気供給業に対する収入金額課税制度を堅持するとともに、電気供給業の分割基準を、法人の事業活動規模を的確に反映する「発電可能電力量」等に変更すること。

(2) 償却資産の耐用年数の延長

原子力発電所に関する税法上の償却資産の耐用年数（現行15年）を実際の耐用年数に沿って延長すること。

【現状と課題】

○ エネルギー研究開発拠点化計画の推進

- ・ 本県の原子力発電施設における総発電電力量は約700億キロワット時（19年度）。同じ電力量を石炭火力でまかなった場合と比較し、約665億トンの温室効果ガスの削減効果
- ・ アジア諸国や北米などは、エネルギーの安定供給を行うため、原子力発電を推進
- ・ さまざまな原子炉が数多く集積している本県の特徴を最大限に活かし、世界から優秀な研究者や技術者が集う世界的な大学・研究機関の集積と人材育成の拠点化を図ることが必要

- ・電気の効率的な貯蔵や有効活用といった次世代エネルギー技術に関する研究開発は、地球温暖化防止に繋がるだけでなく、クリーンエネルギー技術による新しい事業展開により企業の競争力を高め、地域経済を活性化
- ・原子力発電所に集積している幅広い先端的技術を活用し、産学官が連携して新事業の創出を行うなど早期事業化を図るための支援が必要
- ・原子力発電所のメンテナンス業務等の安全・安心を担っている県内企業の技術力の向上と人材の育成が必要

本県独自の取組み

- ・原子力・エネルギー分野において、若狭湾エネルギー研究センターと関西・中京圏の大学等との共同研究を実施【19年度～】
- ・イオン加速器を用いた研究分野において、若狭湾エネルギー研究センターにアジアからの研究者を受け入れるとともに、理化学研究所との共同研究を実施【20年度～】
- ・若狭湾エネルギー研究センターが、福井大学等と共同し、大学院生等を対象に将来を担う原子力技術者を養成するための「敦賀『原子力』夏の大学」を開催。フランス国立原子力科学技術学院サクレセセンター等へ派遣【18年度～】
- ・若狭湾エネルギー研究センターにおいて、メンテナンス業務従事者の技能レベル向上や将来の人材確保のため、本県独自の技量認定制度を創設し、運用開始【20年度～】
- ・嶺南地域の企業が行う原子力・エネルギー分野での実用化研究や新技術・新製品開発のためのシーズ発掘に係る支援【18年度～】

○ 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の実施

(1) 財政上、金融上および税制上の措置の新たな具体的支援措置

- ・法に規定する財政上、金融上および税制上の措置については、国の努力規定であるが、特別な道路整備費枠の創設など、具体的な支援策を明確にすることが必要

(2) 国の補助割合等の特例対象事業および不均一課税の対象業種の拡大等

- ・現行では、特例対象事業は、道路、港湾、漁港、義務教育施設に限定。鉄道、通信施設、広域農道等を加えることが必要
- ・現行では、不均一課税の対象業種は、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業に限定。旅館業などの業種を加えることが必要

本県独自の取組み

- ・対象事業197事業（うち特例措置適用事業40事業）
- ・平成19年度までに着手済（完了済事業も含む）の事業149事業（うち特例措置適用事業28事業）
- ・平成19年度までに採択要望箇所は、すべて採択済

○ **電源三法交付金・補助金制度の改善**

- ・平成15年10月の制度改正により、使途の弾力化等が図られたが、基金の目的変更ができないなど、依然として補助金・交付金としての制約あり
- ・地方分権時代を迎え、地方が自己決定・自己責任の原則のもとに地域経営を行っていくためには、電源三法交付金等の地方における一般財源化等が必要

本県独自の取組み

- ・制度改正後、子育てや障害児支援の福祉ソフト事業など、県民の生活に密着した事業に電源三法交付金等を充当【15年10月～】
- ・原子力と共生する地域の全国的なモデルケースとして策定した「エネルギー研究開発拠点化計画」の推進のための各種施策に電源三法交付金等を充当【16年度～】

- ・営業炉の運転が終了しても、安全規制が解除される完全撤去までは電源三法交付金等の適用が必要
- ・特別会計の制度改革により、平成19年度以降は、一般会計から特別会計に繰り入れる仕組みになり、歳出予算の削減が懸念される。電源三法交付金等の拡充を図るための十分な予算を確保することが必要
- ・電源三法交付金の制度改正が行われた場合、企業立地等に多大な影響があることから、事前に地方自治体との協議が必要

○ **原子力発電所立地に伴う税制等の見直し**

- ・現行の収入金額課税に外形標準課税を組み入れる方式に変更することが検討されているが、これは、国民生活を支えている電源立地地域の財政に大きな悪影響を与えることから、現行制度の堅持が必要
- ・現行の分割基準では、新規の設備投資等によって、年度によっては法人事業が大幅に変動し税収の激変が生じることから、分割基準の見直しが必要
- ・県内には、30年以上運転している原子力発電所も6基存在。償却資産に対して課税する固定資産税の収入は、耐用年数の長さに左右されるため、実際の耐用年数に沿って延長されることが必要

重点事項

地方の活力を生み出す子育ての充実について

担当部局 総務部大学・私学振興課、教育庁教育政策課、義務教育課、
スポーツ保健課

【提案・要望の内容】

- 1 **子どもと向き合う時間を増やす教育環境の充実について**
 - ・ 教員の多忙化が進む中、子どもたちに向き合う時間を増やし、きめ細かな教育を行えるよう、本県が独自で実施している「元気福井っ子新笑顔プラン」をモデルに、学級編制標準の見直しを図ること。
 - ・ 相談室や保健室に登校する児童・生徒に対し、学習や生活に関する個別指導を行う施策の充実を図ること。

- 2 **小・中学校の統廃合に伴う環境変化への支援について**
 - ・ 少子化等により学校の小規模化が進む中、適正な学校規模とするための統廃合を行った場合、児童・生徒の円滑な学校生活、地域との連携が図れるよう、統合後の学校に一定期間、教員を加配すること。
 - ・ 統廃合により遠距離通学となる児童・生徒の負担を軽減できるよう、スクールバス運行や公共交通機関利用に対する助成について必要な措置を講じること。

- 3 **放課後子どもプランに係る事業の一元化等について**
 - (1) **放課後児童クラブの補助要件の見直し**

放課後児童クラブの開所日数の補助要件は年間250日以上であるが、地域の実情に応じた運営ができるよう、21年度までの特例措置である開所日数200日以上を継続した上で、開所日数に応じた加算措置を設けるなど、制度の見直しを図ること。

 - (2) **「子ども教室」と「児童クラブ」との制度の一元化**

子どもたちが楽しみながら充実した放課後を過ごすことができるよう、国において、所管や事業内容が異なる「放課後子ども教室（文部科学省所管）」と「放課後児童クラブ（厚生労働省所管）」の制度一元化を図ること。

- 4 **学校給食を通じた食育環境の充実について**
 - ・ 食育推進基本計画において食育の効果が高いと認められた単独調理方式による学校給食の充実が図れるよう、単独校調理場施設の新増築・改築への支援を拡充すること。
 - ・ 併せて、食物アレルギーの児童生徒への対応やおいしい学校給食を実現するという観点から、調理場施設の新増築・改築時以外での食器・設備等の整備を「安全・安心な学校づくり交付金」の対象とするなど、制度の拡充を図ること。

5 「夢」特使（仮称）派遣制度の創設について

優れた成果を挙げた研究者、芸術家、スポーツ選手等と接し、指導を受ける機会は都市部に偏っている。このため、地方においても、子どもたちがこうした人たちから学ぶことができるよう、「夢」特使（仮称）として派遣する仕組みをつくること。

6 福井大学への国立大学法人運営費交付金の必要額の配分について

運営費交付金については、福井大学が担っている人材の供給、本県産業への貢献等の役割が今後も十分に果たせるよう、必要額を確実に措置すること。また、新たな配分ルールの検討に当たっては、福井大学が本県地域社会で果たしている役割を適切に評価すること。

7 地域の戦略的大学連携への支援について

総合大学の存在しない地方においても、地域に密着した総合的な研究や教育活動が行えるよう、地域にある大学が戦略的に連携し、資源の有効活用や教育環境を整備する活動を優先的に支援すること。

【現状と課題】

○ 子どもと向き合う時間を増やす教育環境の充実

- ・ 少人数学級編制を行う場合、国の学級編制の標準である40人を下回る分は、地方が負担

(参考) 元気福井っ子新笑顔プランの概要

学 年	国の基準	新笑顔プラン（県）の考え方	新笑顔プラン（県）による基準	20年度実施内容	
小学校	1、2年	40人	社会生活上のルール指導が必要 ⇒ 集団生活のための学級規模を維持	学級編制基準40人 非常勤講師の配置、ボランティアの導入	非常勤講師 131人 ボランティア 6,000人 教員加配 (国) 284人 (県) 166人
	3、4年	40人	生活指導から学習指導への移行が必要 ⇒ T・T、課題別・習熟度別指導を実施	学級編制基準40人 T・T、少人数指導の強化	
	5、6年	40人	学習面での締めくくりが必要 ⇒ 全教科で学級規模を少人数に	学級編制基準36人	
中学校	1年	40人	学力向上と不登校防止が必要 ⇒ 全ての学級規模を少人数に	学級編制基準30人	
	2、3年	40人	個々の進路に応じた学習指導 ⇒ 全ての学級規模を少人数に	学級編制基準35人 (23年度までに32人へ引き下げ)	

- ・ 相談室等で過ごす期間が長くなると、学習の遅れ等が重なり、教室への復帰がますます遠のくことから、早い段階での学級復帰への応援が必要
- ・ 経験豊富な退職教員などを非常勤講師として配置できるよう、「退職教員等外部人材活用事業」の増員も検討

本県独自の取組み【20年度～】

- ・全国に先駆け、「学級復帰支援員」として、県内の中学校8校に配置し、生徒の学習や生活の個別指導を行い、学級復帰に向けた応援を充実【20年度～】
- ・不登校やいじめなどが起こらない学級づくりができるよう、教員の力量を向上

○ 小・中学校の統廃合に伴う環境変化への支援

- ・学校数は、中学校においてはほぼ横ばいで推移しているが、小学校においてはこの10年間で約8%減少（H9：232校→H19：213校）
- ・今後も、児童・生徒数の減少等に伴い、小・中学校の統廃合が進む見込み
- ・「へき地児童生徒援助費等補助金」における遠距離通学費補助は、通学距離が小学生2km以上、中学生3km以上が対象

○ 放課後子どもプランに係る事業の一元化等

- ・放課後児童クラブの開所日数の補助要件は、年間250日以上であるが19年度から21年度までは、特例措置として200日以上も対象
- ・200日程度開所している本県の児童クラブにおいては、夏休み期間中、来館者が少なくなる児童館を利用することで児童クラブの機能を補完
- ・250日以上開所しているクラブにおいても、平日に比べ土曜日は利用児童が少ない現状
- ・本県では、充実した放課後を実現するため、教育委員会において両制度を一本化し「放課後子どもクラブ」として実施
- ・市町においては、教育委員会と福祉部局との連携が課題

本県での活用事例（放課後子どもクラブ）

国の制度（放課後子どもプラン）

放課後子ども教室

文部科学省

対象：全ての小学生

開設時間：17時まで

事業内容：学習、交流、体験活動

放課後児童クラブ

厚生労働省

対象児童：留守家庭の小学1～3年生

開設時間：18時まで

事業内容：生活・遊びの場



本県での活用

放課後子どもクラブ

対象：留守家庭の小学生を含む全ての小学生

開設時間：18時まで

事業内容：生活・遊びの場に加え
学習、交流、体験活動

○ 学校給食を通じた食育環境の充実

- ・単独校調理場は、共同調理場に比べ、地場産食材の活用など生産者との連携が容易であり、配送時間が短いなど食味もよい。

本県の状況

- ・単独校調理場施設の新增築・改築の実施単価が、基準単価を大きく超過

区 分	実施単価	基準単価
鉄筋造・木造	293,786 円/㎡	177,200 円/㎡
鉄骨・その他造	297,121 円/㎡	154,767 円/㎡

- ・保護者から、食物アレルギーの児童生徒も、同級生と違和感がなく学校給食が楽しめるよう、代替食の提供などの対応を求める声が増加
- ・食器については、市町の財政難に伴い必要な買換えがなされていない状況

○「夢」特使（仮称）派遣制度の創設

- ・優れた成果を挙げた研究者、芸術家、スポーツ選手等は、人口の多い東京など大都市に偏っており、地方においては直接話を聞く機会や指導を受ける機会が少ない。
- ・地方の指導者は、指導法について研鑽を積む機会が少なく、専ら自らの経験を基に指導。効果的な指導法を教授することが必要

本県独自の取組み

- ・スーパーサイエンスフォーラム開催事業【20年度～】
ノーベル化学賞受賞者等を招へいし、県内高校生に対し、最先端の科学技術について学び親しむ機会を設けるとともに、実験の助手を現役の教員が務めることにより、指導力向上の機会を併せて創出
- ・子どものための文化芸術促進事業【18年度～】
世界で活躍する本県ゆかりの音楽家や芸術家が、学校や地域において、共に文化芸術を鑑賞、体験する機会を創出
- ・競技力向上対策事業【8年度～】
ナショナルレベルの指導者を県内に招へいし、児童・生徒を直接指導。併せて、県内指導者に対し、競技力向上に向けた指導方法などを伝授

○ 福井大学への国立大学法人運営費交付金の必要額の配分

- ・科研費の額に応じて傾斜配分することにより、地方の国立大学への配分額を大幅に削減するシミュレーションが財務省から示されたが、運営費交付金の新たな配分ルールは、教育、研究、地域社会への貢献などの視点から検討することが必要

○ 地域の戦略的大学連携への支援について

総合大学の数

- ・都市部（三大都市圏） 64 大学、 地方 36 大学

※総合大学は、人文・社会・自然科学の3領域に係る学部を有する大学と定義付け

家族や地域で助け合う少子化対策の推進について

担当部局 総合政策部政策推進課、健康福祉部子ども家庭課、産業労働部労働政策課、
教育庁生涯学習課

【提案・要望の内容】

1 子育て家庭における経済的負担の軽減について

(1) 3人以上の子どもを持つ世帯への支援の充実

本県では、3人目以降の子どもについて、3歳に達するまでの医療・保育に係る経費を無料化する「ふくい3人っ子応援プロジェクト」を実施している。国においても少子化対策として3人以上の子どもを持つ家庭への支援制度の充実を図ること。

(2) 子育て家庭への支援の拡充

子育て家庭に対する経済的支援を図るため、扶養控除を税額控除とするとともに、児童手当の支給対象年齢の拡大など、各種支援制度の再設計を図ること。

2 地域における子育て支援の充実について

シルバー人材センターやNPO法人など地域における多様な主体の参画による一時預かりや家事支援などの子育て支援サービスについて、すべての子育て家庭に支援が行き届くよう、本県の「すみずみ子育てサポート事業」をモデルに、利用者負担を軽減する制度を創設すること。

3 企業における子育て支援について

出産、育児等を理由に退職した女性を再雇用する制度を整備し、その制度を活用した企業に対する助成制度を創設するなど、女性の再就職支援を充実すること。

4 家族のきずなを強める国民運動の推進について

(1) 「家族時間」の拡大

働き方の見直しや秋休みの導入など、充実した「家族時間」(※)を過ごす社会づくりを推進すること。

(2) 読み聞かせ指導者の認定制度の創設

読書を通じた家族の絆を強める活動の充実を図るため、地方でも読み聞かせの手法を学べるよう、読み聞かせの専門指導者を認定する制度を創設すること。併せて、読み聞かせの効果を科学的に明らかにすること。

(3) 全国フォーラムの福井県開催

家族・地域のきずなの重要性について呼びかける「家族・地域のきずな」フォーラムの全国大会を、平成21年度に福井県において開催すること。

※「家族時間」とは、「子育て中の家族が、話し合い、楽しみあい、協力し合うため、ともに過ごす時間」と定義付け

【現状と課題】

○ **子育て家庭における経済的負担の軽減について**

- ・ 「予定子ども数」が「理想子ども数」を下回る理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多く、25～29歳の年齢層では83.5%、30～34歳の年齢層では78.7%（第13回出生動向基本調査）
- ・ 税制や社会保障制度等における支援の仕組みづくりが必要

〔本県独自の制度〕

- ・ 子どもが3人以上の世帯については、小学校就学前までの乳幼児医療費を無料化【13年度～】
- ・ 「ふくい3人っ子応援プロジェクト」として、第3子以降の子どもが満3歳に達するまでの間の通常保育料、一時保育料等を原則無料化【18年度～】

（参考）「ふくい3人っ子応援プロジェクト」による第3子が3歳に達するまでの子育て家庭の経済的負担軽減額（試算）

事業名（内容）		軽減額	備考
ふくい3人っ子応援プロジェクト	妊婦健診費無料化事業 （妊婦健診費の無料化）	80,000円	11回健診を受診
	すくすく保育支援事業 （保育所入所児童の保育料無料化）	1,058,400円	福井市の保育料を参考に積算
	保育対策等促進事業 （一時保育・特定保育の利用料無料化）	48,000円	年24回と想定
	すみずみ子育てサポート事業 （一時預かりサービスの利用料無料化）	28,000円	半日×年5回と想定
	病児デイケア促進事業 （病児保育の利用料無料化）	48,000円	年12回と想定
	乳幼児医療費無料化事業 （乳幼児医療費の無料化）	84,000円	1人目から無料
合 計		1,346,400円	

※年収550万円の共働き夫婦で、1歳から保育所に預けたと仮定

○ **地域における子育て支援の充実**

- ・ 核家族化の進展や共働きの増加により、保育所での保育サービスでは対応できない、一時預かりや家事支援などへの支援ニーズが増加傾向

本県独自の取組み

- ・「すみずみ子育てサポート事業」として、シルバー人材センターやNPO法人などが実施する一時預かり事業や家事支援、保育所等への送迎といったサポートについて利用者負担を軽減【16年度～】
- ・実施箇所および利用実績(延べ人数)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
実施箇所	5市5か所	8市15か所	9市1町22か所	9市3町29か所
利用実績	606人	6,272人	23,007人	28,627人

○ 企業における子育て支援

- ・再就職する女性のほとんどは、正社員としての就業経験がありながら非正規社員として働くケースが多く、これまで培われてきたキャリアが十分に活かされていない現状

本県の状況

- ・非正規社員（女性）が正社員として就業した経験がある割合
86.6%（福井県調べ）

（参考）

- ・既婚で子どもがいる女性（就業経験あり）の80.2%が就労を希望
- ・出産・育児により退社する女性の割合 69.0%
（その後、再就職した女性の割合 17.8%）

○ 家族のきずなを強める国民運動の推進

（1）「家族時間」の拡大

- ・小・中・高校においては、二学期制の導入により10月上旬に秋休みを設定
- ・国において、いわゆる秋のGWを新たに設けるとともに、これに併せた長期休暇取得を推進する国民運動を展開することにより、休暇取得の気運が高まり、家族時間を増やし、家族のきずなを強めることが必要

本県の状況

- ・「家族の生活の質」を測るものさしとして、「家族時間」という新しい概念を取り入れ、学校、企業、地域が協力・連携してこれを伸ばす県民運動を展開【20年度～】
- ・特に、毎月第3日曜日の「家庭の日」の翌日を「放課後活動定休日」とし、県内全ての公立小、中、高校でクラブ活動や委員会などを休止
- ・企業（店舗）や青少年関係団体等と連携し、「家庭の日」に家族の活動を応援するサービスの提供や、家族が参加できる企画・イベントの実施
- ・社員やその家族を対象に食育講座（料理教室など）を行う企業への支援
- ・父親の子育て参画を応援する企業への奨励金や貸付金、表彰制度の設置

（2）読み聞かせ指導者の認定制度の創設

- ・ 経験に頼りがちな読み聞かせを、科学的な知見に基づき誰もが効果的に行うことができるよう、十分な検証や指導者の育成が必要

本県の状況

- ・ 毎夏300人程度の保護者等を対象に児童・生徒への読み聞かせ講座の実施（15年度～）
- ・ 毎冬、400人程度の母親等を対象に乳幼児への読み聞かせ講座を実施（17年度～）
- ・ 読み聞かせ指導者育成のため、県内の読み聞かせボランティア等24名を対象に指導者養成講座を実施（19年度～）

（3）全国フォーラムの福井県開催

- ・ 「家族・地域のきずなを再生する国民運動」を、内閣府が平成19年度からスタート

家族・地域のきずなフォーラム

- 平成19年度 全国大会富山、茨城大会、静岡大会、高知大会
- 平成20年度 全国大会奈良、岐阜大会、福島大会、長崎大会

健康で安心な暮らしをつくる医療の推進について

担当部局 健康福祉部障害福祉課、医務薬務課、健康増進課

【提案・要望の内容】

1 がん対策の推進について

(1) がん検診の実態把握

がん検診について、市町が行う検診受診状況の把握に加え、職場等で行う検診も含めた地域全体の受診状況を把握する仕組みを、国において整備すること。

併せて、地域全体のがん検診の情報を地方自治体において活用できるようにすること。

(2) がん検診を進める新たな誘導策

がん検診の受診率をさらに向上させるため、医療保険者等に対するがん検診の義務化や検診受診者ががんに罹患した場合の治療費の減額措置など、新たな誘導策を講ずること。

(3) がん専門医等の養成・確保

地方において先進のがん医療を提供するため、がん専門医等の養成・確保と地方のがん診療連携拠点病院等へがん専門医を派遣する体制の整備、がん治療技術の共有化を進めること。

(4) 陽子線がん治療の医療保険の適用

最先端の医療技術である陽子線がん治療は、現在保険適用となっておらず、全額個人負担となっているため、多くの国民が治療を受けられるよう、医療保険の適用を認めること。

2 地域医療の確保について

(1) 病院等の管理者要件への地域医療経験の追加

医師の偏在を解消し、地域医療に従事する医師を確保するため、医師が病院・診療所の管理者となる要件に、へき地医療や周産期医療等への従事経験を追加すること。

(2) 公的医療機関の診療報酬制度の見直し

地域医療を支える公的医療機関の医師が安定的に確保されるよう、診療報酬制度において、公的医療機関が担う高度で特殊な医療や救急医療、へき地医療等の役割を適切に評価すること。

(3) かかりつけ医の普及

かかりつけ医の普及など病院と診療所の機能分化と連携を、診療報酬制度によって誘導することにより、勤務医の勤務過多の解消を図ること。

(4) 複数医師による在宅医療の強化

在宅医療に携わる、かかりつけ医、副かかりつけ医および専門医の複数医師による医療チームの構築や医療・福祉・介護スタッフの連携の推進など、24時間対応可能な在宅医療体制の強化を推進すること。

(5) 定員を増やす大学への支援

- ・ 国が打ち出した緊急医師確保対策に基づき、臨時的な医学部定員増を実施する大学に対して、定員増に伴い必要となる財源を確保すること。
- ・ 大学が、効果的な地域医療プログラムが実施できるよう、国立大学法人運営交付金等による財政支援を確実に実施すること。

3 自殺予防対策の推進について

(1) 個人情報の取扱いガイドラインの作成

自殺予防対策の効果的な実施には、自殺の動機・背景等を把握することが必要である。このため、関係機関等が保有する個人情報の提供・収集に関するガイドラインの作成等の対策を講じること。

(2) ストレスチェックの義務化

企業健診や特定健診において、ストレスチェックを義務検査項目にすることにより、中高年のうつの早期発見・治療につなげる対策を講じること。

4 特定健診の着実な実施について

- ・ 糖尿病など生活習慣病予防のための特定健診を着実に実施するため、雇用主による健康診断の実施率が高まるよう、指導・監督を強化すること。また、政府管掌健康保険が行う被扶養者への特定健診を、着実に実施すること。
- ・ 雇用主から健康診断記録の提供を受ける社会保険事務局が、健康診断を実施していない事業所の情報を労働局に提供するなど連携を強化し、当該雇用主に対し適切な指導を行うこと。

【現状と課題】

○ がん対策の推進

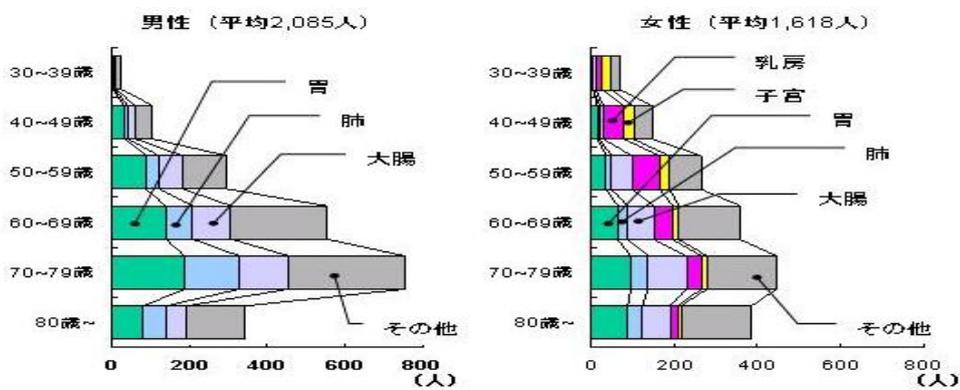
(1) がん検診の実態把握

- ・ がん検診には大別して、①市町村による健康増進事業（努力義務）、②事業者による福利厚生事業（任意）、③健康保険組合による独自の保険事業（任意）、④人間ドック（任意）の4つの実施態様がある。
- ・ このうち、事業者や健康保険組合、人間ドックによるがん検診の受診状況は把握されていない。

- ・ 国が平成19年度に策定した「がん対策推進基本計画」において、検診受診率の目標として定めた5年以内の50%達成を実現するためには、市町のみならず職場等の受診状況を把握し、総合的ながん対策の実施が必要

(2) がん検診を進める新たな誘導策

主要がんの年齢階級別罹患者数（平成12～14年 福井県がん登録調査）



- ・ 男女とも40歳代から増加し始め、その後急上昇していく。
- ・ 乳がんの罹患は40～50歳代に多く、大腸がんの罹患は50歳代から顕著になり60～70歳代にさらに増加

(3) がん専門医等の養成・確保

本県独自の取り組み

- ・ 県立病院が「全国がんセンター協議会」（全国の30の病院で構成）を通じて、国立がんセンターを中心とした調査、研究、研修に参加
- ・ 県立病院内に高度な治療、診断、臨床研究の拠点となる「がん医療推進センター（仮称）」を平成20年度中に開設し、がん専門医、薬剤師等による個々の患者に応じた「チーム医療」を提供

(4) 陽子線がん治療の医療保険の適用

- ・ 本県では22年度の治療開始をめざして、陽子線がん治療施設を整備中
- ・ 陽子線がん治療は医療保険が未適用のため、約300万円の治療費は全額患者負担

本県独自の取り組み

- ・ 若狭湾エネルギー研究センターで、これまで49人のがん患者に対して陽子線治療研究を実施【14年度～】

○ 地域医療の確保

本県独自の取組み

- ・ 地域医療支援ドクター確保事業【20年度～】
県立病院救命救急センターで地域医療を担う医師を養成し、十分な医療体制が組めない自治体病院等に対し、医師を派遣（ドクタープール）
- ・ かかりつけ医機能向上事業【20年度～】
かかりつけ医や副かかりつけ医、専門医等、複数医のチームによる在宅医療体制（ふくい在宅あんしんネット）や、介護スタッフ等も含めた地域連携の医療体制の整備
各医療機関が提供できる医療機能や、患者情報の共有化を進め、中核病院が地域のかかりつけ医をバックアップする体制の確立

- ・ 従来から医師の養成については、国の責任において実施
- ・ 総合医など地域医療を担う医師の養成を行うプログラムを実施するため、特別の支援が必要

○ 自殺予防対策の推進

- ・ 自殺者やその家族のプライバシーを保護しつつ、適切な自殺対策を講じるため、国の責任において、個人情報保護法等の法律の適用除外や、運用のガイドラインを作成
- ・ 中高年層への対策を充実するには、うつ病の早期発見・治療が効果的。健診にストレスチェックを追加

本県独自の取組み

- ・ 精神科医、警察、行政機関、民間団体等で構成する自殺・ストレス防止対策協議会を設置し、県内自殺者の実態を分析し、対策について検討【18年度～】
- ・ 健康診断時における簡易ストレスチェックをモデル地区で導入【20年度～】

○ 特定健診等の着実な実施

- ・ 特定健診（いわゆるメタボ健診）について、県全体の実施率目標を70%以上（平成24年度）に設定
- ・ この目標を達成するためには、県内の特定健診対象者の4割を占める政府管掌健康保険の加入者が確実に受診することが不可欠
（参考）特定健診の対象者322千人のうち、政府管掌健康保険組合137千人（43%）
- ・ 労働安全衛生法に基づき事業主に義務づけられている健康診断が、特定健診に優先する
- ・ 政府管掌健康保険の加入者のうち、本人（被保険者）には雇用主が労働安全衛生法により健康診断を実施（義務）
（参考）従業員50人以上の事業所における健康診断実施率 約75%
- ・ その家族（被扶養者）には、政府管掌健康保険が特定健診を実施（義務）

自立を支える福祉サービスの充実について

担当部局 健康福祉部長寿福祉課、障害福祉課、子ども家庭課

【提案・要望の内容】

1 障害者自立支援法に係る利用者負担軽減等の継続的な実施について

(1) 利用者の負担軽減の継続

平成21年度の障害者自立支援法の制度見直しに当たっては、障害者の経済的状況を十分に検証し、利用者に加重的な負担が発生しないよう、負担軽減措置を引き続き実施すること。

(2) 事業者への経営支援の継続

事業者への報酬の支払い方法が、定員払いから利用実人員払いに変更されたことによる事業者の経営基盤の弱体化によりサービスの低下が生じないよう、経過措置を継続すること。

2 小規模な自立援助ホーム制度の創設について

地方の実情に合った自立援助ホームの運営を実現するため、「児童自立生活援助事業」の対象人員などの要件を緩和するとともに、実態を踏まえ補助額を充実すること。

3 介護環境の整備について

(1) 介護従事者の働く環境の整備

介護人材の確保・養成に向けた事業者の活動を促進するため、既存の介護基盤人材確保助成金等の拡充や労働時間短縮、キャリアアップの仕組みの構築など雇用管理の改善を行う事業者への支援を拡充すること。また、介護労働の重要性について理解を深める総合的な対策を早急に講ずること。

(2) 通所施設における宿泊サービスの実施

現行の特別養護老人ホーム等が実施するショートステイなどの宿泊サービスは、利用者のニーズに十分に対応できていない。このことから、夜間利用されていない、日頃通り慣れた通所施設を活用して行う宿泊サービスを、介護保険給付の対象とすること。

(3) 介護報酬の引き上げ

- 平成21年4月からの介護報酬改定に当たっては、介護職員等の給与水準の改善を図るとともに、経営実態を踏まえた適切な介護報酬の設定を行うこと。
- 介護報酬を増額するにあたっては、県や市町への負担転嫁とならないよう、適切に財政措置を講ずること。

【現状と課題】

○ 障害者自立支援法に係る利用者負担軽減等の継続的な実施について

- 平成18年度に障害者自立支援法が導入され、障害者の急激な負担増が発生。19年度と20年度の経過措置として利用者負担の軽減を実施

障害者自立支援法による利用者負担の軽減（代表例）

		～H18.3	H18.4～	H19.4～	H20.7～
在宅サービス	低所得1	0円	7,500円	3,750円	1,500円
	低所得2	0円	12,300円	6,150円	3,000円
通所授産施設	低所得1	0円	12,560円	8,810円	6,560円
	低所得2				
入所授産施設	低所得1	39,800円	51,500円	41,000円	→
	低所得2	49,800円	65,500円	55,000円	→
障害児入所施設	低所得1	2,200円	→	→	4,500円
	低所得2	2,200円	→	→	7,000円

主な負担軽減の推移

- 平成18年4月 障害者自立支援法施行
通所・在宅利用者の負担上限額を1/2に引下げ
- 平成19年4月 通所・在宅利用者の負担上限額を1/4に引下げ
- 平成20年7月 通所・在宅利用者・児の負担上限額を1/8に引下げ
入所施設利用の障害児の負担上限額を1/4に引下げ

サービス利用者・負担軽減対象者の数

- 障害者自立支援法による福祉サービスの県内利用者 4,900人
うち、平成20年7月時点での負担軽減対象者 4,700人（推計）

- 授産施設において賃金を得ている1,453人のうち、44%にあたる640人は賃金が1万円未満であり、施設利用料を下回る。
- また、事業者への報酬の支払いが定員払いから利用実人員払いに変更され、報酬額が減少したため、20年度までの経過措置として従前収入の9割保障を実施

○ 小規模な自立援助ホーム制度の創設について

- 児童自立生活援助事業実施要綱において、補助採択の最低対象人数が全国一律で5名となっており、事実上、人口の少ない地方に不利

（参考）石川県や富山県など近県においても未設置

- ・ 補助対象ホームにあっても、補助額が不十分で経営が成り立ちにくいいため、民間の事業参加が見込めない。

本県独自の取組み

- ・ 「施設退所児童自立サポート事業」として、社会福祉法人やNPO法人等が実施する児童養護施設等の退所児童の自立支援を実施。1人目から対象とし、また、ワンルームの賃貸アパート等を利用可能とすることにより、施設等にかかるコストを抑制【20年度～】

○ 介護環境の整備

- ・ 介護需要の高まりから質の高い従事者の確保が必要であるが、他産業と比較して、給与水準が低く、勤務条件が厳しいことから、離職率が高く、常態的に人手不足
- ・ 本県が独自に行った実態調査では、給与や勤務体制など処遇に対する不満が強く、給与の原資となる介護報酬増額の見直しが必要
- ・ 平成19年に国が告示した「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の中で、国や地方公共団体による適切な水準の介護報酬の設定と、経営者や関係団体等による従事者に対する事業収入の適切な配分が明記

本県独自の取組み

- ・ 「県内介護労働実態調査」等の実施による現状把握
 - ①人手不足の介護事業所 77.0%
 - ②施設介護職員(女性)の平均基本給 本県：169千円 全国：196千円
 - ③全労働者(女性)の平均基本給 本県：204千円 全国：223千円
 - ④離職率(訪問介護員+介護職員) 本県：16.8% 全国：20.3%
 - ⑤全産業平均の離職率 本県：13.5% 全国：16.2%
 - ⑥介護事業所のうちの人手不足の事業所の割合 77.0%
- 出典 ②・③ 本県：県長寿福祉課調べ 全国：賃金構造基本統計調査
①・④・⑥ 平成19年度県内介護労働実態調査(福井県)
⑤ 平成18年福井県労働状況調査報告(福井県)
- ・ 介護人材確保対策協議会の設置【19年度～】
- ・ 給与や労働環境の改善事例等を紹介する経営改善フォーラムの開催【20年度～】

- ・ 介護保険制度が適用になる特別養護老人ホーム等によるショートステイは、県内63施設(定員合計760人)の稼働率が77%と高い、利用時期が週末や農繁期に集中している(事業者への聞き取り)などの状況から、必要時に利用できない不都合が生じている。

- ・ 共働き率が58.2%と全国第一位である福井県では、働きながら介護を行っている女性の負担が大きい。
- ・ 県が昨年行った調査では、在宅介護を行っている女性の35%がショートステイの充実を求めている。

本県独自の取組み

- ・ 「在宅介護女性ほっとひといき支援事業」の創設 【平成20年度～】
事業概要：夜間利用されていない通所施設を活用し、介護保険外のショートステイサービスに助成を行う市町を支援
補助上限金額：1事業所当たり年間400千円（1回当たり4千円）
補助率：県1/2（市町1/2）
予算額：4,000千円（4千円×100人・回分×20事業所）

経営環境の変化に対応した経済活性化策について

担当部局 産業労働部経営支援課、商業・サービス業振興課、国際・マーケット戦略課、
土木部港湾空港課

【提案・要望の内容】

1 原油・原材料価格高騰対策の充実・強化について

- ・ 原油・原材料価格の高騰による影響を受け、資金繰りが悪化している中小企業に対し、政府系金融機関（国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫）において、緊急的なセーフティネット資金供給制度を創設すること。併せて、資金繰りが悪化している幅広い分野の中小企業に対し、一般保証とは別枠の新たな特別保証制度を創設すること。
- ・ コスト急騰に直面している中小企業の経営改善を図るため、省エネルギー・省資源を行う中小企業の設備導入や技術開発への支援を拡充・強化すること。
- ・ 中小企業が実現した省エネルギー・省資源の効果を温暖化ガスの排出削減量として換算し、大企業などに販売できる仕組みを早急に形成すること。

2 特定社債保証制度の見直しについて

中小企業が信用保証協会の保証を受けた私募債を償還する際に、償還資金に対して新たな保証を受けられないことから、金融機関からの借入れが困難になっている。このため、一般保証の枠を超えて、私募債償還のための保証制度を創設すること。

3 事業承継円滑化のための連帯保証の取扱いの弾力化について

信用保証協会において、親族以外が新たな経営者として事業承継する場合の連帯保証の取扱いについて、無担保無保証人保証の限度額拡大を行うなど、負担軽減措置を講じること。

4 企業経営、技術ノウハウの移転促進について

- ・ 円滑なものづくりやサービスの提供するため、優れた技術やノウハウを持った「産業コンダクター」を、中小企業のニーズに応え紹介する仕組みをつくること。
 - ※ 産業コンダクターとは、固有の技術、生産工程管理技術、経営・マーケティングのノウハウ、関係機関との幅広い人脈やネットワークなど、企業活動全般をコンダクトする力（指揮構成する力）を習得している人材。大企業などに勤務してきた団塊の世代など。
- ・ 大手流通業のマーケティング力を活用した商品開発や販売・流通網（電子商取引を含む）を活用した販路開拓ができるよう、輸出相談会や商談会等を実施するなど、中小企業の海外への市場展開を支援すること。

5 福井港の重要港湾への格上げについて

北東アジアを主とした対岸貿易の日本海側の玄関口として機能している福井港について、背後に立地する企業の工場操業等に伴う新たな外航貨物が急激に増大している。このため、アジア諸国をはじめとする世界との経済交流のゲートウェイとしての役割を担えるよう、重要港湾への格上げを行い、大型船舶が係留可能な岸壁の整備など港湾機能の強化を図ること。

【現状と課題】

○ 原油・原材料価格高騰対策の充実・強化

- ・ 原油・原材料価格の高騰が続く中、繊維産業をはじめ多くの中小企業において、コストアップ分を価格に転嫁できず、収益が圧迫され、厳しい経営環境に直面

福井県内事業所における原油価格高騰に伴う影響調査結果
 (20年1月22日～2月1日 福井県商工会連合会調べ)

- ・ 原油価格高騰に伴い影響を受けている事業所 89.2%
- ・ 「経営に重大な影響」(11.1%)、「利益率が低下」(49.0%)との回答

原油・原材料高騰対策にかかる相談・融資状況 (20.1.7～20.5.16)
 相談件数 962件、融資件数 38件 融資金額 11.9億円

- ・ 大企業と比較し、中小企業の労働生産性は依然低い水準
- ・ 信用保証協会のセーフティネット保証制度(5号：不況業種)は、その対象業種が一律に指定されているため、地域の実態を十分に反映していない。

不況業種(中小企業信用保険法第2条第4項第5号の特定業種)に指定されていない業種
 絹・人絹織物業、ニット生地製造業、編レース製造業、細幅織物業 等

(参考)セーフティネット保証(5号)の場合、一般保証8,000万円(無担保)とは別枠で、さらに8,000万円(無担保)まで保証を受けることが可能

- ・ 原油・原材料価格高騰への対応策として、中小企業では省エネ設備の導入が進まず、人件費削減など内部努力で対応せざるを得ない状況

県内事業所における原油価格高騰への具体的な対応策(福井県商工会連合会調べ)
 更なる経費削減 56.8% 代替エネルギー投資 2.8%

○ **特定社債保証制度の見直し**

- ・ 特定社債保証を利用した中小企業の中には、経済情勢の変化等により私募債を再発行できる経営状況になく、別途、運転資金等の融資を受けて信用保証協会の一般保証枠を使い切っている企業も存在

特定社債保証制度の利用状況		
【全国】	保証債務残高	7, 829件 644, 861百万円
	代位弁済	83件 6, 990百万円
【本県】	保証債務残高	44件 4, 336百万円
	代位弁済	3件 181百万円
(参考) 一般保証制度…通常の運転資金・設備資金の借入れに対する保証制度 (保証限度額) 8, 000万円 (無担保) (保証期間) 運転資金7年以内、設備資金15年以内		

○ **事業承継円滑化のための連帯保証の取扱いの弾力化**

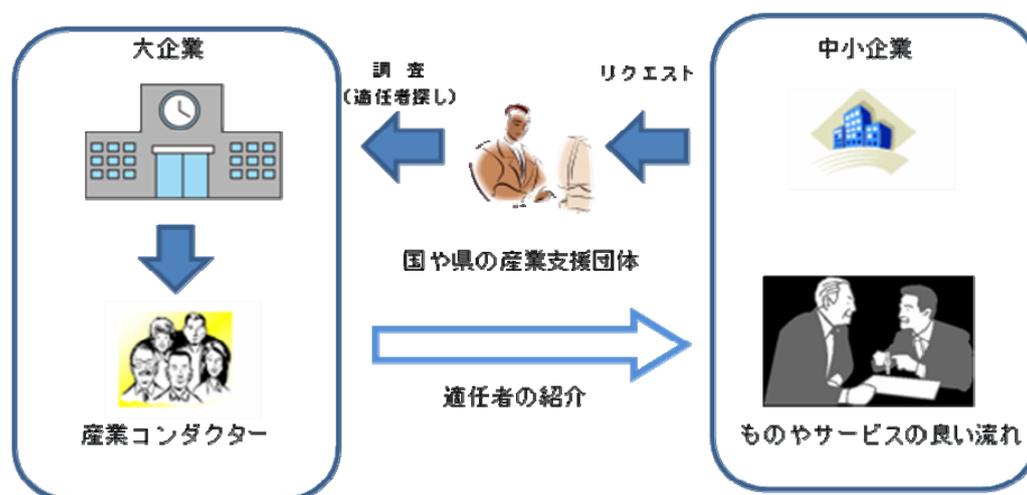
- ・ 現在、役員・従業員出身等の親族以外への事業承継が全体の約4割に増加
- ・ 中小企業においては、経営者の個人資産が事業に使用されている場合が多く、事業承継者が資産の承継を受けずに連帯保証を引き受けるケースがある。

本県の状況	
親族以外に事業承継する割合	27.1% (20年3月調べ)

○ **企業経営、技術ノウハウの移転促進**

- ・ 国においては、「新現役人材」を活用した中小企業支援策を準備しているが、退職人材の活用という観点からのアプローチであるため、中小企業側からのニーズに応じたきめ細かな対応ができる仕組みへと転換することが必要
- ・ 中小企業からのリクエストに応じ、産業コンダクターを探し紹介する仕組みや支援制度の創設が必要
- ・ 東アジア市場、特に中国市場においては、販路開拓を進める上で債権回収リスクが大きな障害となっていることから、大手流通企業など国際ビジネス経験の豊富な企業との国内決済による間接輸出を望む中小企業が多い。

(産業コンダクターのイメージ)



※ 退職人材の活用という従来のアプローチから、中小企業側からのニーズに応じてきめ細かく対応する仕組みへと転換

○ 福井港の重要港湾への格上げ

- ・ 本県嶺北地域の経済・産業を牽引している県内最大の工業団地（テクノポート福井）を背後に有する福井港は、国土発展を支える役割を担った港湾
- ・ 平成20年4月から外航貨物取扱区域の拡大を図り、新たな貨物の増大に対応する体制を整備

福井港の指定の状況

H17. 4. 1 関税法上の開港および無線検疫対象港の指定

福井港取扱貨物量および外航船入港隻数の推移

	H16	H17	H18	H19
取扱貨物量(千トン)	1,787	1,801	1,953	1,986
うち内航貨物	1,598	1,610	1,719	1,725
うち外航貨物	189	191	234	261
外航船入港隻数(隻)	78	101	192	208
うち直接入港	0	51	102	121
その他	78	50	90	87

交流と定住の促進について

担当部局 産業労働部観光振興課、労働政策課、農林水産部農林水産振興課

【提案・要望の内容】

1 「フィール・ジャパン」による新たな国際観光戦略について

- ・ 本県には、水仙の香りや禅寺の修行、静寂、鐘の音など、“和”を五感で楽しむ観光素材がある。国においては、都市部中心の画一的な観光を多様化し、地方独自の日本文化へのニーズに対応する「フィール・ジャパン」(※)国際観光を推進すること。

※「フィール・ジャパン」とは、「五感を使って日本固有の“和”を楽しむ観光」と定義付け

- ・ 海外に向けた観光情報の提供については、都市部と地方との間に格差がある。このため、旅行費用を含めた地方の観光情報の海外への発信強化や地方空港を利用した海外誘客を促進すること。また、観光客の増加が著しい東アジア諸国を中心に、特にリピーターをターゲットとした誘客の拡大を図ること。

2 大都市圏から地方への移住促進について

(1) 二地域居住、定住を推進する専門窓口の整備

大都市圏から地方への人口還流を促進し、地域の活性化を図るため、今後設置が予定される観光庁においても、二地域居住、定住に向けた施策を推進する専門セクションを設けること。

(2) 滞在型観光の推進による地方への移住促進

都市住民が農山漁村に長く滞在して地域住民と交流する滞在型観光(ラナツアー)を充実させ、農山漁村における二地域居住や定住につながる施策を推進すること。

(3) 同居・近居を促す減税措置の拡充

二地域居住の住居の新築・改修経費負担を軽減するため、住宅ローン減税を適用すること。特に、両親等との同居・近居の場合には減税額を上乗せすること。

【現状と課題】

○ 「フィール・ジャパン」による新たな国際観光戦略

- ・ 地域固有の観光情報の提供に加え、地方空港を活用した経済的な観光ルートの提案が必要

本県の状況

- ・上海から本県への渡航費、国内移動費の合計は、小松空港を活用する方が有利
 上海 → 関西空港 → 福井 約6～9万円
 上海 → 小松空港 → 福井 約5～8万円（福井県調べ）

中国からの外国人延べ宿泊者数（平成19年 国土交通省宿泊旅行統計調査）

【全国】2,147,990人

【北陸】福井1,810人 石川4,130人 富山4,280人

（参考）福井県延べ宿泊者数 1,920,090人

○ 大都市圏から地方への移住促進

- ・大都市圏への過度な人口の集中を是正するため、大都市圏から地方へ観光に訪れた旅行者が、その地への移住等を希望するよう観光という切り口から移住を促進することが必要
- ・海外では、都市住民が農山漁村に長く滞在し地域住民と交流するラナツアーが奏功。農山漁村における二地域居住や定住につながる動きに発展
 ※ ラナツアー（LaNa Tour）とは、ドイツ語で Landwirtschaft（農業）+ Natur（自然）+ Tour（旅）を表す言葉
- ・週末や長期休暇期間、都市住民が自然や地域の暮らしを体験する滞在型観光を国においてさらに推進することが必要
- ・住居を複数所有することに伴い、住居の新築・改修費用が新たに生じることから、これを軽減することが必要
- ・現行の住宅ローン減税制度の適用期限（平成20年12月31日まで）を延長するとともに、控除額の引き上げによる拡充を図ることが有効
- ・また、「ふるさと貢献」を奨励するため、出身地域や両親の近くに住むことを要件として、さらなる減税を図ることが必要

〔 ・全国の二地域居住人口 現在：約100万人→2030年：約1千万人（推計）
 出所：国土交通省『二地域居住』の意義とその戦略的支援策の構想〕

グローバルな環境変化に対応する農林水産業の振興について

担当部局 農林水産部政策推進グループ、農林水産振興課、農業技術経営課、
農畜産課、水産課、森づくり課、農村振興課

【提案・要望の内容】

- 1 国と地方が一体となって行う農業の再生について
 - (1) 農業を取り巻く環境変化への対応と地産地消の推進
 - ・ 世界的な食料不足など、農業を取り巻く国際情勢の変化や地域農業の実態を踏まえ、生産・流通や農業予算の見直しなど、長期的な視野に立った新たな農業政策の展望を示すこと。
 - ・ 食料自給率向上を目指した農業の再生を図るため、消費者への働きかけを強め、国内産農産物等の消費拡大や地産地消活動の促進に向けた施策を強力に推進すること。
 - (2) 国益を守る農業交渉の実施

WTO農業交渉や日豪EPAなど、諸外国との新たな輸出入ルールづくりに当たっては、国内の農家が意欲と希望を持って農業に従事できる内容となるよう十分考慮すること。
 - (3) 中山間地農業への支援

今後耕作放棄地となる可能性が高い中山間地域等の農地を地域の相互扶助により保全する本県独自の「地域農業サポート事業」をモデルに、中山間地域等における農業生産の維持や農村の活性化を図るための施策を講じること。
- 2 米の生産調整の全国的な遵守と達成実績の的確な評価について
 - (1) 公平な生産調整の実施
 - ・ 全国的な生産調整を達成するため、国の指導を強化するとともに、産地づくり交付金の増額など、インセンティブとなる農業政策を実施すること。
 - (2) 新たな作付面積の割当て
 - ・ 生産調整の開始以来毎年度、生産調整の目標を達成してきた本県の実績を適切に評価し、国際的な食糧援助に供するための新たな作付面積の割当てなど、メリット措置を講じること。
- 3 国営かんがい排水事業「九頭竜川下流地区」について

国営かんがい排水事業「九頭竜川下流地区」については、「事業管理・コスト縮減検討会議」で十分審議しながら、事業コストの縮減を確実に進めること。また、本地区内の水田・畑作地域における農業生産の拡大と地域の振興を図るため、ソフト・ハード両面にわたり支援すること。

4 森林整備法人の経営改善について

森林整備法人の経営改善を図るための抜本的な対策として、農林漁業金融公庫の無利子融資制度の拡充に加え、過去の借入金元本を圧縮するための新たな措置を講じること。

5 水源地域整備事業における採択要件の改正について

水源地域整備事業においては、森林所有者等による作業道の補修などの地域活動を事業採択の要件とし、地域の努力が水源保安林の整備や飲料水の確保、および集落の活性化につながるよう配慮すること。

6 飼料高騰に伴う対策の強化について

- ・ 飼料高騰の影響緩和を図る配合飼料価格安定制度について、今後も継続して生産者の負担が軽減されるよう制度を見直すこと。
- ・ 輸入飼料に依存する畜産経営から脱却し、経営の安定を図るため、水田を活用した稲発酵粗飼料等国産飼料の生産拡大対策を強化すること。
- ・ 飼料価格の高騰による畜産経営への影響緩和を図るため、ミニマムアクセス米の飼料用への販売を拡大すること。

7 燃油高騰に係る緊急対策の継続等について

- ・ 漁船漁業における燃油高騰の影響を緩和するため、低燃費エンジンの開発や既設エンジンの燃費向上策など省エネルギー対策を強化すること。併せて、漁業者への普及定着のための支援策を講じること。
- ・ 燃油の高騰が長期化していることから、効率的な漁業操業への転換や省エネルギー型農業機械の導入など、農林水産業に係る経営の負担を軽減する施策を継続すること。

【現状と課題】

○ 国と地方が一体となって行う農業の再生

- ・ WTO農業交渉において、米への上限関税の導入や高関税の重要品目（現在、米は700%）からの除外は、本県の水田農業に大きな打撃を与えるおそれ
- ・ 日豪EPAが実行されれば、飼料価格の高騰等で苦しい経営を強いられている本県の畜産に追い打ち

日豪EPAによる生産額の減少（県内）				(百万円)
	現在の生産額	実行後の生産額（推定）	減少額	減少率
乳製品	1, 110	620	490	44%
牛肉	900	400	500	56%

※国の試算、県内の飼養頭数に基づき試算

- ・ 農業の再生には、国・県による施策だけでなく生産コストに見合う価格設定への理解や食生活の見直し、地産地消など、消費者の理解促進が必要
- ・ 耕作放棄地緊急対策が平成20年度より講じられたが、現在耕作が行われている中山間地域等の農地が今後耕作放棄地となる可能性が高く、営農継続を図る施策が必要

本県の状況	
・ 耕作放棄地の推移	
平成12年	約846ha
平成19年	約925ha
・ 耕作放棄地となる恐れがある農地	13,500ha（全体の農地の約4割）

○ 米の生産調整の全国的な遵守と達成実績の的確な評価

- ・ 過剰作付の発生のある都道府県はほぼ固定しており、現在の農協を中心とした米の生産調整機能が地域により十分機能していない現状

○ 国営かんがい排水事業「九頭竜川下流地区」

国営かんがい排水事業「九頭竜川下流地区」の状況			
	当初計画	変更計画	増額
事業費	489億円	1,133億円	644億円
（うち県負担金）	116億円	270億円	154億円

○ 森林整備法人の経営改善

- ・ 木材価格の低迷等により森林整備法人の運営は厳しい状況。経営改善を図るため、借入金の元本圧縮等の対策が必要

(社)ふくい農林水産支援センター 借入金の状況	
・ 農林漁業金融公庫借入金	140億円
・ 県借入金	284億円
・ 市中金融機関借入金	63億円
計	487億円(18年度末)

○ 水源地域整備事業における採択要件の改正

- ・ 国の水源地域整備事業は、戸数や森林面積など形式要件のみで補助対象地域を採択しているが、森林の手入れなど、水源かん養に実質的に寄与する地域活動を適切に評価することが必要

○ 飼料高騰に伴う対策の強化

- ・ 飼料の高騰は、肉牛肥育や採卵鶏経営の一部で採算割れを起こすなど、畜産経営に大きな打撃
- ・ 配合飼料安定金制度の支払いが長期にわたれば、畜産農家の基金への積立金の負担がさらに増加
- ・ 輸入飼料への依存度を下げ、国産飼料の生産拡大を図るには、水田を活用し、稲作農家等との連携による稲発酵粗飼料等の生産強化が必要
- ・ MA米は安価であり、飼料への転売を拡大することにより、配合飼料の価格低減が可能

○ 燃油高騰に係る緊急対策の継続等

- ・ 燃油価格は平成16年に比べ約2倍に高騰し（A重油2.0倍、軽油1.8倍、ガソリン1.3倍）、経営を大きく圧迫

経常経費に占める燃料費の割合				(%)
	H16	H19	16→19比率	備考
漁業（小型底びき）	8.2	16.2	196	
農業（水田農業）	1.1	1.9	173	稲・大麦・大豆
農業（施設園芸）	1.5	1.8	120	高設イチゴ栽培

福井県調べ

- ・ 漁船における既設エンジンの燃料消費効率を高める技術や、安価な低燃費型エンジンの開発が必要
- ・ 水産業燃油高騰緊急対策事業（19年度創設）は、効率的な操業を促す一方、漁場への低速走行やイカ釣り漁船の照明減など、漁業実態を十分に考慮していない。
- ・ 原油高騰対応省エネルギー型農業機械等整備対策（強い農業づくり交付金）の事業実施期間は平成19年度のみであったが、経営の安定を図るため、事業の継続が必要

<p>本県独自の取組み 水産業振興資金（漁業用燃料高騰対策等 融資枠7,500万円）</p> <p>（参考）操業に影響のある漁業者に対して利子補給を行い、低利の運転資金を融資</p>
--

一人ひとりが意識する地球環境の保全について

担当部局 総合政策部総合交通課、安全環境部環境政策課、自然保護課、
農林水産部県産材活用課、土木部政策推進グループ、河川課

【提案・要望の内容】

- 1 「プロダクト・マイレージ」、「バーチャルCO₂」の導入について
すべての商品に対し、「プロダクト・マイレージ」（製品の輸送距離）や「バーチャルCO₂」（製造から廃棄までのCO₂総排出量）を表示する新たな仕組みを設け、消費者が環境配慮の視点から商品を選択できるよう、温室効果ガスの「見える化」を推進すること。
- 2 森づくりによる温暖化防止対策の推進について
 - ・ 企業が行う森づくり活動や支援を国において統一的なCO₂吸収量として算定・認証する仕組みをつくり、企業が参加する森林整備を積極的に進めること。
 - ・ この仕組みにより算定・認証されるCO₂吸収量を、企業の温室効果ガス排出量から減算するなど、企業参加を促す環境を整えること。
- 3 「生きものによる温暖化モニタリング調査（生きものセンサス）」の実施について
地球温暖化とそれが生態系に与える影響を、多くの人が実感できるよう、セミやチョウなど身近な生きものを「温暖化モニタリング種」として指定し、子どもたちの参加も得ながら北限・南限の宝庫といわれる本県を中心に、その変化と影響を専門的・継続的に調査すること。
- 4 地方鉄道の活性化に対する支援について
環境に優しい公共交通の利用促進のための支援措置を講ずること。本県が進めるLRT化に対して、完全低床型車両の導入が円滑に行えるよう、補助制度において十分な予算額を確保すること。
- 5 環境や景観の保全について
 - (1) CO₂の削減に配慮した社会資本の整備
植生の回復や地場製品の活用など、環境に配慮した工法を用いることにより、国が行う社会資本の整備に伴うCO₂排出量を削減するとともに、環境に配慮した社会資本の整備を重点的に支援すること。
 - (2) 山肌の緑の保全
土砂採取や開発に伴う山の切り崩しは、環境や景観に及ぼす影響が大きい。このため、土砂を採取する際、実施が義務付けられている災害防止対策に加え、開発跡地の緑化など環境や景観に配慮した復元対策の実施を法令に明記すること。

【現状と課題】

○「プロダクト・マイレージ」、「バーチャルCO₂」の導入

- ・ 消費者が商品を購入する際、その商品が製造、配送、販売、廃棄のライフサイクルの各段階でどれだけの温室効果ガスを排出しているかが一目で分かる仕組みづくりは、製造者および消費者の双方が、エコの視点に立ち商品を買することができるなど、温暖化対策を加速させる効果が期待
- ・ 店頭に並ぶ特定の商品に加え、原材料や半製品など地域の中小・零細企業が製造するものなど、一部の商品に限定せず、すべての商品が対象となる仕組みの構築が急務

○ 森づくりによる温暖化防止対策の推進

- ・ 本県では、21年度「第60回全国植樹祭」を開催予定
- ・ 京都議定書における森林による吸収量3.8%（1,300万炭素トン）を達成するためには、平成19年度から6年間、現状の年間35万ヘクタールの間伐に加え、毎年20万ヘクタールの追加的な間伐が必要
- ・ 温暖化対策推進法の改正により、一定量以上のCO₂を排出する企業は、目標に基づく温室効果ガスの排出量を算定・報告・公表

○「生きものによる温暖化モニタリング調査（生きものセンサス）」の実施

- ・ 地球温暖化により、クマゼミやナガサキアゲハなどが分布域を北方に広げ、また、本県においてはイワイチョウやチングルマなどの高山植物が存続の危機に瀕すると予測されるものの、多くの動植物については専門的なデータも少なく、具体的な影響を理解している国民は少数
- ・ このため、今年度から国が実施を計画している市民参加型の調査「いきものみつけ」を補完するものとして、気温や水温などの環境の変化に敏感な昆虫、野草、小動物などを「温暖化モニタリング種」として指定し、地球温暖化による生息分布の変化と影響を明らかにするなど、専門的な調査の実施が必要

本県の独自の取組み

- ・ 自然環境保全基礎調査（平成4～10年）により、本県を分布限界とする生物種を抽出。同調査は概ね10年ごとに、県内の自然環境について実施
- ・ 平成13～14年にかけて、県民参加による身近な水辺の生きものの分布調査を実施

○ 地方鉄道の活性化に対する支援

- ・ 再建を進めている福井鉄道福武線では、今後、4編成の車両をLRVに更新する必要がある。また、コンパクトなまちづくりを目指し福井市都市交通戦略で計画されているえちぜん鉄道三国芦原線のLRT化では、多数のLRV車両の導入が必要
- ・ 環境対策やバリアフリー、まちづくりの観点から、路面に乗り入れる地方鉄道のLRT化は全国的な流れとなっているが、各地域とも特に車両更新費の確保に苦慮
- ・ LRV車両への更新が可能な国の補助制度は、「LRTシステム整備費補助」のみであるが、予算規模が小さい。

LRTシステム整備費補助事業の予算額の推移（国費）

17年度：6.9億 18年度：5.5億 19年度：5.5億 20年度：5.2億
（参考） LRV車両1編成あたり：2.2～3.2億円（事業費）
補助率：1/4～1/3

地方鉄道のLRT化の動き

富山、堺、岡山などでLRT化を実施中または計画中

○ 環境や景観の保全

（1）環境に配慮した社会資本の整備

- ・ 地球温暖化の緩和のため、社会資本の整備においても、環境への配慮、CO₂削減など環境貢献を促進することが重要
- ・ 全国的な展開を促進するため、公共事業の設計、資材調達、工事の実施等あらゆる段階で環境配慮の視点を取り入れ、事業評価システムにおいても位置付けられることが必要

（2）土砂採取跡地の景観・環境保全

- ・ 宅地開発やコンクリート、アスファルトの材料となる土砂採取により、山が切り崩され、景観や環境に影響
- ・ 現行の砂利採取法等は、開発跡地において災害防止のための措置を講ずることを求めているが、景観・環境に配慮した低木の植樹等の緑化までは求めている。

県民の安全を確保する仕組みの充実・強化について

担当部局 総務部情報政策課、総合政策部総合交通課、安全環境部危機対策・防災課、
警察本部刑事部捜査第一課、警備部公安課

【提案・要望の内容】

1 危機管理体制への支援について

- ・ 緊急事態発生時には、事態対処法に基づく事態認定前であっても、国から地方公共団体に対して、現況と見通しに関する情報を的確かつ迅速に提供すること。
- ・ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の市町村支援を拡充するとともに、受信に必要な衛星モデムを全市町村に早期に配備すること。

2 国民保護対策の推進について

- ・ 事態発生時の最初動体制や避難誘導、武力攻撃災害などの対処などを確認・検討するため、国と地方公共団体が共同で実施する国民保護訓練においては、武力攻撃事態（4類型）を想定した訓練を早期に実施すること。
- ・ 安否情報の対外的公表については、国の考え方や判断基準等を早期に明らかにした上で、地方公共団体との統一的な運用を図ること。また、安否情報の収集についても、関係機関の役割を明確に示すこと。

3 来日外国人犯罪組織対策について

日本海側で増加傾向にあるロシアなどの来日外国人犯罪組織の実態を解明し、検挙活動を効果的に推進するため、可搬式活動拠点撮影装置等を整備すること。

4 原発テロの未然防止対策について

テロリスト等の原子力発電所に対する事前調査活動を把握するため、原子力発電所に通じる道路に車両の監視システムを整備すること。

5 第4種踏切の安全対策について

廃止、統合が困難な第4種踏切の安全対策を進められるよう、鉄道事業者の負担が大きい1種踏切化について、踏切道改良促進法による補助の対象とならない農道や里道と交差する踏切においても速やかに整備が進むよう、補助制度を見直すこと。

6 地上デジタル放送の世帯100%カバーに向けた整備について

アナログ放送から地上デジタル放送へ移行するに当たり、各地域の受信環境の変化について住民に対し十分説明するとともに、すべての県民が格差なく地上デジタル放送を視聴できるよう、中継局の設置促進など、国の責任において必要な対策を早期に講じること。

【現状と課題】

○ 危機管理体制への支援

- ・平成18年7月の「北朝鮮弾道ミサイル発射事案」では、国から地方公共団体への情報提供に時間を要し、地方公共団体がとるべき体制について情報も少なく、各都道府県の対応に温度差
- ・緊急事態には、国と地方公共団体、関係機関が一体となって対処することが必要であり、早期の情報共有が不可欠
- ・県内の多くの市町では、全国瞬時警報システムの早期整備・運用を要望
- ・J-A L E R Tの受信端末や同報無線自動起動機の整備には、起債措置(防災対策事業債)はあるが、市町村の多額の負担が必要。また、合併市町の中には、区域内の一部地域にしか同報系防災行政無線(同報無線)が整備されていない。

県内のJ-A L E R Tの整備状況

- | | |
|-----|---------------------|
| 整備済 | 福井県、越前市、美浜町(17年度整備) |
| | 福井市、おおい町(19年度整備) |

○ 国民保護対策の推進

- ・これまでの国と地方の共同の国民保護実動訓練は、大規模テロなど緊急対応事態を想定
- ・国が基本指針で示した弾道ミサイル攻撃などの武力攻撃事態(4類型)を想定した訓練は未実施
- ・県や市町では、国の基本指針にある弾道ミサイル攻撃など武力攻撃事態も想定した国民保護計画を作成し、また市町もあらかじめ避難実施要領のパターンを作成
- ・その実効性を検証するためには訓練を実施することが必要

本県独自の取組み

- ・国と共同の国民保護実動訓練を実施(原子力発電所へのテロ攻撃)
【17年11月】
- ・国と共同の国民保護図上訓練を実施(JR駅やガスタンクへのテロ攻撃)
【18年10月】
- ・県単独の国民保護図上訓練を実施(大規模集客施設におけるテロ攻撃)
【19年10月】

- ・ 安否情報の収集については、地方自治体が個別に関係機関から収集することとされているが、関係機関の協力内容が明確に示されていないため、事務処理体制の整備に苦慮
- ・ 安否情報に係る個人情報の対外的公表については、各公表主体で統一的な運用が図られることが望ましいため、国の考え方や判断基準等を明確にすることが必要

○ 来日外国人犯罪組織対策

- ・ 地方においてもロシアなど外国人による大麻所持や建物不法侵入などの犯罪が発生
- ・ 来日外国人犯罪組織は、グループ毎に郊外のアパート等を拠点として複数箇所を設定する傾向が強く、組織構成員の人物特定や組織実態解明を行うためには、可搬式の「活動拠点撮影装置」や「情報分析装置」の整備が必要

○ 原発テロの未然防止対策

- ・ テロリスト等の動向を把握するため、総力を挙げて「水際対策」、「重要施設の警戒警備」、「テロ関連情報の収集・分析」等を推進しているものの、現在の体制では、これらを漏れなく把握することには限界
- ・ 原発に通じる道路に車両の監視システムを整備することにより、事前の調査動向を把握し、テロリスト等の追及・検挙につなげていくことが、テロを未然に防止する上で極めて有効

○ 第4種踏切の安全対策

- ・ 県内には、遮断機や警報機のない第4種踏切が多数残り、住民の安全を確保する観点から課題。しかし、地域住民の交通手段として第4種踏切の利用頻度は高く廃止することは困難
- ・ 経営基盤の弱い地方鉄道は改修に消極的。国の鉄道軌道輸送高度化事業費補助金において、第4種踏切の遮断機・警報機の設置は、補助対象外

【 本県の状況

全踏切数 459 か所

うち第4種踏切 鉄道6路線で78か所（遮断機および警報機のない踏切）

○ 地上デジタル放送の世帯100%カバーに向けた整備

- ・ 本県では、放送事業者は既存の43のアナログ中継局のうち、21局について、デジタル化に伴う再整備をしない方針を公表
- ・ 辺地共聴施設の改修が必要となる世帯を含め、現在のアナログ放送のカバーエリア内で約1万6千世帯（世帯数全体の約6%）が地上デジタル放送の視聴困難
- ・ 国において、地上デジタル放送を視聴するための共聴施設の改修や移設に対する支援制度を設けているが、現行制度では住民の負担が大きい。
- ・ 難視地域において、暫定的に衛星放送を利用する場合、災害やローカルニュースなどの地域情報が入手できない等の新たな問題が発生

ハード・ソフト両面による災害対策の強化について

担当部局 総務部大学・私学振興課、安全環境部危機対策・防災課、土木部政策推進グループ、道路保全課、河川課、建築住宅課、教育庁学校教育振興課

【提案・要望の内容】

1 足羽川ダムの早期建設について

- ・ 流域県民の生命財産を水害から守るため、足羽川ダムの早期建設を図ること。
- ・ 洪水時以外は湛水しない治水専用の流水型ダムであることを踏まえ、湛水域および周辺地域の自然環境等に与える影響について調査研究を行うこと。

2 浸水被害対策の強化について

(1) 機動的な排水能力の向上

頻繁に発生する内水被害に対応するため、大容量排水ポンプ車の配備など、地域の実情に応じた機動的な排水能力向上策を推進すること。

(2) 河床泥土の再利用

河川浚渫において発生した粘土質の土砂等のリサイクルを推進させるため、低コストの土質改良材の開発などを推進すること。また、国が実施する直轄事業においても地方と協力して建設残土の再利用を推進すること。

(3) 治水能力を高める浚渫や護岸工事の支援

河川の浚渫や老朽化した護岸の改築は、既存ストックの能力を最大限活用することによって改修事業と同等の効果が見込まれることから、補助事業の対象とすること。

3 降雪時における交通機能の確保について

- ・ 降雪時の幹線道路における物流の停滞を防ぐため、国が管理する国道および高速道路において、倒木の未然防止対策や厳重なタイヤチェック体制の強化を行うこと。また、融雪施設などの整備や機能確保による雪害対策の充実強化を引き続き行うこと。
- ・ 北陸自動車道の豪雪区間で通行止めが発生した際、滞留した自動車を速やかに退出させる方法を確立すること。併せて、携帯電話の不感地帯を解消すること。

4 地震発生メカニズムへの対策について

能登半島地震、新潟県中越沖地震など、日本海側で発生している地震の発生メカニズムを解明するため、日本海沿岸部の海域活断層に関する調査研究を国自らが積極的に推進すること。

5 学校施設の耐震化の促進について

(1) 耐震補強単価・補助率の引き上げ

小・中学校の耐震化を促進するため、安全・安心な学校づくり交付金の耐震補強工事の補強単価を実態に合わせて引き上げるとともに、耐震化を図る必要がある全ての建物について補助率を引き上げること。

(2) 交付税措置の地域差の解消

学校施設の耐震化を計画的に実施できるように、学校教育施設等整備事業債の充当率および元利償還金に対する後年度交付税措置の地域における差異を解消し、全国同水準とすること。

(3) 改修方法・耐震化に関するガイドラインの作成

効果的な改修方法や優先的に耐震化を図るべき建物についてガイドラインを提示するなど、各自治体が柔軟に取り組めるよう、配慮すること。

(4) 私立学校施設の耐震化

私立学校の教育施設についても、耐震工事の補助率を引き上げるとともに、現在対象となっていない耐震化のための改築工事等を補助対象に加えること。

6 木造住宅の耐震化工事への支援について

地震対策を強化するため、地方公共団体が行う民間木造住宅の耐震化工事に対する補助事業を地域住宅交付金の基幹事業に位置付けること。

7 社会資本の適切な維持・管理について

- ・ 今後急速に老朽化が進む道路、橋、トンネル等社会資本を効率的に維持・管理し、県民の安全を確保することのできるよう、地方が計画的に実施する改修事業や維持補修事業に対し支援すること。
- ・ まち中での老朽住宅や空き家の増加が、治安や景観の面から大きな課題となっていることから、地域住宅交付金の基幹事業として老朽住宅や空き家の除去が行えるよう制度の拡充を行うこと。

【現状と課題】

○ 足羽川ダムの早期建設

- ・ 近年、福井豪雨など集中豪雨が多発しており、流域県民の生命財産を水害から守り、安全・安心を確保することが急務
- ・ 足羽川ダムの早期建設を図るため、環境アセスメント手続きおよび用地補償関係調査などを確実に進めることが必要
- ・ 事業実施区域は、背後にブナ自然林が広範囲に分布し、クマタカ等の希少猛禽類が生息する自然豊かな地域であり、また、流水型ダムに関する環境影響評価の例がない
- ・ このため、自然環境等に与える影響について、環境のみならず事業特性に精通した専門家による調査研究を行うことが必要

○ 浸水被害対策の強化

(1) 機動的な排水能力の向上

- ・ 集中豪雨に応急的、機動的に対応する手段として、大容量排水ポンプ車の配備が非常に有効
- ・ 現在、地方自治体が排水ポンプ車の配備は、補助対象外

(2) 河床泥土の再利用

- ・ 河川浚渫土砂は、粘土やシルトを含み、改良費などのコストがかかることから、大部分が廃棄処理されているのが現状
- ・ 全国的な課題であり、国において、コスト縮減を考慮した有効利用方法を研究し、浚渫による治水事業を普及促進させることさせることが重要
- ・ 国および地方において、所管の工事間における調整を行い、公共分野における建設残土の活用を促進することが必要

(3) 治水能力を高める浚渫や護岸工事の支援

- ・ 浚渫工事による河道断面の確保や排水ポンプの更新などは県単独費の対応となっているが、財政状況が厳しい中長い管理区間を適正に維持管理を行うために、予算の確保が困難

○ 降雪時における交通機能の確保

- ・ 平成18年の豪雪においては、除雪車両の増強や融雪装置の整備促進、トンネル区間における携帯電話の不感地帯の解消などの課題が発生
- ・ 特に、北陸自動車道が通行止めになった場合には、本県の経済活動に影響を与えるとともに、大きなイメージダウンに直結する。

- 平成18年豪雪以降、装備の増強等が図られたが、米原JCT～関ヶ原IC区間に比べて不十分

北陸自動車道と名神高速道路の積降雪対策の比較（平成18年豪雪以降）

課 題	北陸自動車道 (木ノ本 IC～今庄 IC 21 キロ)	名神高速道路 (米原 JCT～関ヶ原 IC 23.5k)
最大積雪深 (5年平均)	96 cm (南越前町今庄)	35 cm (関ヶ原)
累積降雪量 (5年平均)	408 cm (南越前町今庄)	85 cm (関ヶ原)
除雪体制の充実・強化	除雪車両 12台→18台 (H18)	除雪車両 38台
	トラクターショベル 6台 (H18・H19)	トラクターショベル 6台
	路面監視カメラ 3→5台 (H18)	路面監視カメラ 8台
融雪施設の整備(木ノ本 IC～今庄 IC間の急坂路や急カーブ区間)	凍結防止剤散布装置 3か所 (H18) 凍結抑制舗装 2.7km (H18)	凍結防止剤散布装置 11か所 ロードヒーティング 1.9 km
トンネル区間等における携帯電話不感区間の早期解消	不感地帯解消 7か所 (H19) (敦賀 IC～今庄 IC間 15,543m) 残りは、9か所 (5,020m) 敦賀 IC～今庄 IC間 2か所 (1,970m) および今庄 IC～滋賀県境間 7か所 (3,050m)	トンネルの不感地帯なし

○ 地震発生メカニズムへの対策について

- 地震発生確率が低いとされる石川県、新潟県で大規模な地震が続けて発生していることから、日本海側で想定される地震のメカニズム等を解明していくことは、極めて重要

○ 学校施設の耐震化の促進

- 平成18年度から補強単価が新たに設定されたが、その単価を上回る工事が半数

補強単価の状況		
	国の単価	工事平均単価(大規模地震により倒壊の危険性が高い建物)
19年度	26,400円/㎡	34,600円/㎡
本県の公立小・中学校の耐震化率 (20年4月現在)		
61.1%	(最上位市町 100%、最下位市町 27.9%)	

本県独自の取組み

- ・ 市町が実施する耐震診断と緊急度の高い棟の耐震補強工事に助成制度を創設し、耐震化を促進（平成17年度～）

（参考）公立小・中学校において耐震化が必要な棟数421棟
（うちIs値0.3未満 58棟）

- ・ 岩手・宮城内陸地震（平成20年6月14日M7.2）、能登半島地震（19年3月25日、M6.9）、福岡県西方沖地震（17年3月20日、M7.0）、新潟中越地震（16年10月23日、M6.8）など地震防災対策強化地域以外でも大地震が発生しており、充当率、措置率の地域における差異については解消することが適当

学校施設の耐震補強事業に対する財政措置

地震防災対策強化地域	その他の地域
起債充当率 90%	起債充当率 75%
交付税措置 2/3	交付税措置 1/2

- ・ 各自治体が耐震補強業務を効率よく進めるためにはガイドラインが必要

ガイドラインに記載すべき内容

- ・ 事業費が少なく、事業効果の高い耐震化工事の工法等を最新の知見に基づき提示

- ・ 校舎の耐震化は、公立・私立を問わず重要な課題。私立学校にも公立学校に準じた支援措置が必要

○ 木造住宅の耐震化工事への支援

- ・ 地方公共団体が行う木造住宅の耐震化工事に対する補助事業は、国の地域住宅交付金の提案事業の対象となるが、当該地方公共団体に公営住宅の整備に関する事業等の基幹事業がなければ活用できない。

本県独自の取組み

- ・ 木造住宅の耐震化工事について県内市町と連携して支援（20年度～）

補助対象	耐震診断で耐震性が不足していると判定された住宅
補助率	改修 補助対象限度額 90万円/戸
	負担割合 県1/3 市町1/3 住宅所有者1/3
	建替 40万円または80万円/戸を県が補助

○ **社会資本の適切な維持・管理**

- ・ 今後、道路・橋・トンネル等社会資本の老朽化により費用の増加見込み
- ・ 既に整備した社会資本を有効に活用するため、計画的な修繕等を実施し、長寿命化や費用の分散化を図ることが必要

本県の状況

- ・ 建設から50年以上経過した橋梁の割合

[現在]	全体の 5%	[全国：6%]
[20年後]	全体の約半数	[全国：約半数]

- ・ 地域住宅交付金の基幹事業に位置付けられているのは、過疎地域内の老朽住宅や空き家の除却で、まち中での老朽住宅等の除去は交付対象にならない。
- ・ 老朽住宅等の除却の交付対象地域に、町丁目単位で一定期間人口の減少が認められる地域等を追加するなど、制度を拡充することが必要

本県独自の取組み

- ・ 平成20年度、県庁各部局が一体となって、空き家の調査方法を検討し、市町ごとに調査の実施を促し、処分後の跡地活用を含めて幅広い活用策について検討する。

地域の誇りを広げる文化の振興について

担当部局 教育庁文化課

【提案・要望の内容】

1 世界遺産暫定一覧表への追加について

本県から世界遺産暫定一覧表への追加を提案している「若狭の社寺建造物群と文化的景観－神仏習合を基調とした中世景観」および「霊峰白山と山麓の文化的景観－自然・生業・信仰－」を世界遺産暫定一覧表に追加記載すること。

2 恐竜化石に着目した「ジオパーク」について

国内の恐竜化石の8割以上を産出する貴重な地質遺産である白山麓の手取層群一体がユネスコの提唱する「ジオパーク」に認定されるよう国においても支援すること。併せて、「ジオパーク」を通じた観光開発、地域振興、野外教育の充実等に対する支援措置を講ずること。

3 地域の無形民俗文化財の保存・伝承活動の強化について

地域の優れた伝統芸能、伝承、祭礼などを、後世に受け継ぐことができるよう、担い手となる若い世代に対する保存・伝承活動への支援を拡充すること。

4 子どもたちが本物の文化芸術に親しみ学ぶ機会の充実について

地方では、本物の文化芸術に親しむ機会が限られている。このため、感性豊かな子どもたちが本物の文化芸術に常時触れ楽しむことができるよう、全国的に評価の高い演目や大規模な公演の地方での開催を拡充すること。

【現状と課題】

○ 世界遺産暫定一覧表への追加

本県からの提案内容

- ・「若狭の社寺建造物群と文化的景観－神仏習合を基調とした中世景観」(県・小浜市)
小浜湾を望む霊峰多田ヶ岳周辺には、古くからの大陸との多くの文化・文明の交流の痕跡を示す社寺建造物群が、集落と一体となって文化的景観を構成。これら社寺群は日本人の生活に溶け込んだ世界でも稀な信仰形態である「神仏習合」を顕著なかたちで伝えており、普遍的価値がある。
- ・「霊峰白山と山麓の文化的景観－自然・生業・信仰－」(県・勝山市・大野市、石川県、岐阜県、白山市、小松市、郡上市、高山市、白川村との共同提案)
世界有数の豪雪山岳地帯である白山は、加賀、越前、美濃の信仰の拠点である三馬場や禅定道を中心に山村特有の生活文化や白山信仰が培われた地域。厳しくも豊かな自然環境の中でたくましく生きてきた、白山をめぐる生業と生活と信仰を表す風景が希有な形で継承されており、日本の山麓の暮らしと信仰を代表する文化的景観である。

○ 恐竜化石に着目した「ジオパーク」

- ・ ジオパークの認定に向け、ハード・ソフト両面の環境整備を進めていくことが必要

本県の状況

昭和57年	勝山市北谷でワニ全身骨格発見・採集
平成元年	第1次福井県恐竜化石調査において恐竜足跡面を発掘
平成6年	フクイサウルス（鳥脚類）の骨格を復元
平成7年	第2次福井県恐竜化石調査においてイグアノドン類の化石、恐竜の卵殻化石、幼体標本を発見
平成12年	フクイラプトル（獣脚類）の骨格を復元
平成19年	国内初となる恐竜皮膚痕化石を発表 第3次福井県恐竜化石調査において、竜脚類の上腕骨や大腿骨等の化石および国内初となる胃石を発見ほか タイにおいて恐竜化石共同発掘調査。国際恐竜シンポジウムの開催
平成20年	中国において恐竜化石の共同調査を開始

○ 地域の無形民俗文化財の保存・伝承活動の強化

- ・ 本県には、睦月神事(福井市)、糸崎の仏舞（福井市）、越前万歳（越前市）水海の田楽能舞（池田町）など県内全域において優れた無形民俗文化財が存在
- ・ 担い手の高齢化や集落の人口減少を背景に、後継者が育たず保存・伝承が極めて困難
- ・ 例えば、池河内の太鼓踊り(敦賀市)は、後継者がなく、平成16年を最後に行われていない。

○ 子どもたちが本物の文化芸術に親しみ学ぶ機会の充実

- ・ 国内には、全国で活躍できるオーケストラとして29団体が登録されているが、そのほとんどが都市部に集中。拠点都市では定期的に演奏会を開催するものの、地方公演は少ない現状
- ・ 文化庁の事業である「本物の舞台芸術体験事業」の活用を希望しても、その採択件数は少なく、地方において一流の音楽を楽しむ機会が限られる。
- ・ 本県は、2年に一度すべての子どもたちが本物の芸術活動を楽しめるよう、県立音楽堂を中心に公演等を実施しているが全国レベルで活躍する演奏家等による公演が少ない現状